

平成27年第1回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成27年3月9日（月曜日）

○議事日程

平成27年3月9日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	和 田 敏 明 君	2 番	藤 村 こ ず え 君
3 番	清 水 浩 司 君	4 番	山 下 和 明 君
5 番	重 川 恭 年 君	6 番	山 田 耕 治 君
7 番	三 原 昭 治 君	8 番	河 杉 憲 二 君
9 番	山 根 祐 二 君	10 番	安 村 政 治 君
11 番	橋 本 龍 太 郎 君	13 番	山 本 久 江 君
14 番	田 中 敏 靖 君	15 番	中 林 堅 造 君
16 番	久 保 潤 爾 君	17 番	田 中 健 次 君
18 番	平 田 豊 民 君	19 番	今 津 誠 一 君
20 番	木 村 一 彦 君	21 番	上 田 和 夫 君
22 番	行 重 延 昭 君	23 番	松 村 学 君
24 番	高 砂 朋 子 君	25 番	安 藤 二 郎 君

○欠席議員（1名）

12 番 吉 村 弘 之 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
総 務 部 長 吉 川 祐 司 君 総 務 課 長 林 慎 一 君
総 合 政 策 部 長 持 溝 秀 昭 君 生 活 環 境 部 長 福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長 藤 津 典 久 君 産 業 振 興 部 長 山 本 一 之 君
産 業 振 興 部 理 事 熊 谷 俊 二 君 土 木 都 市 建 設 部 長 金 子 俊 文 君
入 札 検 査 室 長 金 谷 正 人 君 会 計 管 理 者 桑 原 洋 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 末 岡 靖 君 監 査 委 員 事 務 局 長 藤 本 豊 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 福 田 直 之 君 消 防 長 牛 丸 正 美 君
教 育 部 長 原 田 知 昭 君 上 下 水 道 局 次 長 大 田 隆 康 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出のありました議員は、吉村議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。16番、久保議員、17番、田中健次議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は24番、高砂議員。

〔24番 高砂 朋子君 登壇〕

○24番（高砂 朋子君） おはようございます。公明党の高砂でございます。通告に従いまして2点ほど質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

最初に、男女共同参画の推進についてお尋ねをいたします。

防府市は、県内でいち早く防府市男女共同参画推進計画（防府ハーモニープラン21）を策定し、現在、第4次の計画に基づいてさまざまな施策を推進しておられます。平成26年4月には防府市男女共同参画推進条例を施行し、市、市民、事業者、教育者、養育

者それぞれの責務を明確にし、何人も家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野において性別による差別的な取り扱い、セクシュアルハラスメント、配偶者等に身体的・精神的な苦痛を与える暴力的行為を禁止いたしました。

条例前文に、「全ての人が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思によって多様な生き方を選択し、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会の実現が不可欠」とあり、この前文を一人でも多くの方が実感できるよう、今後のさらなる施策の展開をと強く望みたいと思うところでございます。

第4次計画の重点項目のうち、以下4点にわたって質問をいたします。

1点目、暴力を許さない環境づくりについてでございますけれども、あらゆる世代の男女間における暴力の根絶に向けての広報・啓発活動の推進、情報の収集及び提供についての取り組みを伺います。

2点目、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大についてですが、これまで、推進計画が進められてきた中で、どのように成果として上がってきているか、具体的にお示しをください。

3点目、相談・支援体制の充実については、市民の皆様にとって一番身近な問題であり、急がれるところだと思います。相談窓口の周知、相談受け付け・対応の状況、今後の課題をお伺いしたいと思います。相談体制のさらなる強化が必要ではないでしょうか。

4点目、男女共同参画センター、仮称でございますけれども、その設置について伺います。計画の重点項目中の具体的な施策の一つとして、男女共同参画を進める拠点の整備が上げられております。男女の人権が尊重され、男女共同参画への意識づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進等、多様な取り組みのための基幹センターが今後必要ではないでしょうか。平成25年9月議会においても要望させていただいております。その後の検討状況を伺いたいと思います。

それでは、よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

防府市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成10年3月に防府市男女共同参画推進計画（防府ハーモニープラン21）を策定し、平成25年3月には、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえまして、第4次防府市男女共同参画推進計画を策定したところでありまして、昨年4月には、より実効性のあるものになるよう防府市男女共同参画推進条例を施行し、積極的に推進してきているところでございます。

まず最初に、暴力を許さない環境づくりとして、あらゆる世代の男女間の暴力の根絶に向けての広報・啓発活動の推進及び情報の収集、提供の取り組み状況についてのお尋ねでしたが、男女間における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識のもとに、暴力を容認しない社会風土を醸成することが必要と考えております。

そこで、広報・啓発活動につきましては、男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動週間に合わせまして、市広報やラジオ、ホームページなどのメディアを通じての広報活動を積極的に行うほか、市民活動団体とも連携し研修会を行ってきたところでございます。

また、情報収集及び情報提供につきましては、国や県の動向を注視しながら、市内外の研修会へ参加することにより情報収集を図り、その成果を研修会などを通じて周知するとともに、ポスターの掲示、リーフレットの配布、啓発用のDVDや図書等の無料貸し出しなどを行っているところでありまして、今後も広報・啓発活動の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大として、どのような成果が上がっているかのお尋ねでしたが、一例を申しますと、本市の審議会などの女性委員の登用率につきましては、平成20年度は24.28%、25年度は28.05%と順調に推移していたところでございますが、本年度、平成26年度は27.02%と幾分下がっております。こういう現象は審議会によっては、役職名による委員、いわゆる充て職がございませうことから、難しい面もありますが、第4次計画では、平成29年度末までに32%を目指すこととしておりますので、目標達成に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、女性職員の管理職登用につきましては、平成20年度は1名、平成25年度は6名、平成26年度は7名で、管理職における女性職員の割合は7.6%となっております。第4次計画における女性管理職の割合を5%にするという目標は既に達成しております。女性職員の人数も年々増加しておりますことから、管理職における女性職員の人数及び割合とも、今後増加するものと確信をしているところでございます。

次に、相談・支援体制の充実として、相談窓口の周知方法及び相談体制についてでございますが、市広報やホームページへ掲載するほか、毎年2,500枚のDV相談カードを市内の公共施設やスーパーの女子トイレ、産科婦人科や保育園等にも配置しておりまして、今年度は新たに小児科にも配置を行い、周知の拡大に努めております。

また、相談体制といたしましては、専門相談員を配置し、常に相談者に寄り添いながら関係部署及び関係機関との連携を行っておりまして、今後も相談員のスキルアップを図る

とともに、最新情報を取り入れながら、安心して相談していただける体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、（仮称）男女共同参画センターの設置についてでございますが、平成25年9月以降の検討状況ですが、県内には山口市と宇部市に男女共同参画センターがありますことから、視察を行い、職員に聞き取り調査を行ったところでございます。

議員御指摘のとおり、本市といたしましても、第4次防府市男女共同参画推進計画にも、（仮称）男女共同参画センター設置の検討を掲げておりまして、情報の受発信、相談・支援体制などの多様な取り組みを行なう機関、施設としてセンター設置は重要であると改めて認識をいたしております。

したがいまして、引き続き検討をして対応について考えてまいりたいと思っております。御理解のほどお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ありがとうございます。暴力を許さない環境づくりについてでございますけれども、研修会の実施、また情報の収集・提供について、さまざまなお取り組みをさせていただいていることを御紹介をしていただきました。

ただ、私が常々、特に女性からの御相談について思うことは、やはり研修会等にも行く、そういったこともできない。また、一人で悩んで、どこに電話をしていいかわからない。誰に相談していいかわからない。そういった方たちのために市は何をしていかなければならないか。また、私たちも何をしていかなければならないか、そういったところに重点を置いていきたいなということを思っているところでございます。

暴力といたしましても、手を上げるということだけではなく、言葉の暴力もありますし、近年、私の耳に入ってきておりますのが、やはり家庭を持った上でお給料を渡さないであるとか、いろいろな経済的な支援を拒む、そういったことも暴力に当たるわけでございます。暴力を許さない環境づくりというのは、子どもたちにも影響してきますし、周囲の方たちにも大きく影響していくことだろうと思っております。そういった意味では、幅広い連携、相談体制の充実というものが大変重要になってくるというふうに考えております。

そういったことから、相談窓口の周知ということでDVのカード、これは私が平成19年だったのでしょうか、提案をさせていただきまして、今や保育園や、先ほどの御紹介によりますと小児科等にも配置をしてくださっているということで、大変喜ばしいことであり、そのことがどこに電話をしていいかわからない方たちへ、誰に相談していいかわからない方たちへの周知になるといいなというふうに考えているところでございます。

そこで、少し質問をさせていただきますが、女性のさまざまな相談に専門の相談員をと

平成19年に要望いたしまして、配置をしていただきました。さまざまな悩みを抱える女性に対して親身になってくださる相談員の存在は本当に大きく、どん底の中から希望を見出された方はたくさんいらっしゃったと思います。私も何度も同席をさせていただき、その場面を見てまいりました。心から感謝を申し上げたいと思います。

新年度からは新しい相談員の方が配置になるわけですが、重要なお役目でございます。募集に当たっては、資格は要らないということで募集がかけられておりましたけれども、さまざまな経験、スキルが求められると思います。人選に関してのお考えをここで改めて聞いておきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 人選についての資格等のことだと思います。この辺についてお答えいたします。

相談業務というのは、まず配偶者の暴力、DVです。あるいは、子育て、離婚、生活苦等のプライバシーに直結した相談が多くて、やはり職員と同等の守秘義務がまず必要であろうと考えております。

それから、何よりも相談者に寄り添った姿勢が求められますことから、市としては資格要件というよりも、むしろこれまでの経験や活動状況等を基準にして選考したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ありがとうございます。職員の方々には、また担当される相談員の方々には、悩んでいる人にまた希望を見出してあげられるように、先ほど部長がお答えをいただきましたけれども、しっかり寄り添って、ある意味市民の方の伴奏者になっていただきたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

それから、2点目の質問ですが、まち・ひと・しごと創生法のもとにおける総合戦略策定にも、ぜひとも女性の多様な意見を反映をしていただきたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） 総合戦略の策定の際にも女性の多様な声を反映してはどうかという御質問にお答えいたします。

まず、国の総合戦略におきましては4つの政策目標がございます。地方における安定した雇用の創出、これを達成するための主な施策といたしまして、地域における女性の活躍推進というのが上げられております。2020年までに25歳から44歳の女性の就業率

を73%まで高めるといような指標があります。または、指導的地位に占める女性の割合を30%まで増加させる。こういった成果目標を設定されているところでございます。

人口減少に直面する地域におきましては、働く場ではもちろんこと、子育てなどさまざまな場面で女性の活躍が不可欠でございまして、議員御指摘のとおり、政策方針決定の過程におきましても女性の意見を集約していくことが大変重要であると考えております。

総合戦略につきましては、まず防府市の最上位計画でございます第4次防府市総合計画の中に位置づけていくことが必要となっておりますので、今、行っております中間年度の見直しのために設置しました学識経験者、各種団体の代表者、公募委員の皆様35名からなります防府市まちづくり委員会、この委員の皆様にも総合戦略についての御意見をいただく予定にしております。

このまちづくり委員会の今言いました35名の中に12名の女性委員がおられます。登用率でいきますと34%になるわけでございますが、この女性の委員の皆様から多く御意見をいただきながら、女性の意見あるいは希望を実現するための施策を総合戦略に盛り込んでいきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） お聞きいたしますと、創生本部のほうには女性の登用はなかったように聞いております。しかしながら、今、部長が御答弁してくださったように、まちづくり委員の中には12名の女性がいらっしゃるということで、この総合戦略策定の中にも、このまちづくり委員の女性の皆様のたくさんの声が反映されて、大きく取り組みが推進することを要望しておきたいと思っております。

私がなぜ女性を女性をと言うかということ、やはり届きにくい女性の声ではないかと思っております。この議場に参集してくださっている方々、もうほとんどの方が男性でございますし、いろいろな会議の場面でも女性の参加が大変まだまだ少ないというふうに感じております。

また、参加してくださってございまして、なかなか発言しにくい状況もあるのではないかと、そのようなことを感じているわけでございます。届きにくい女性の声なき声をしっかりと反映をさせて、総合戦略の策定、今後の市の大きな方針の取り組みの中に取り入れていっていただきたい、そのように要望しておきたいと思っております。

それから、次でございますけれども、今回、男女共同参画のほうの第4次の推進計画の体系図を改めてちょっとじっくり見てみました。基本目標は人権が守られる社会づくり、男女共同参画社会の意識づくり、あらゆる分野への男女共同参画づくり、自立を支え豊か

に生きる社会づくりの4点でございます。

この基本目標のもとに10の重点項目が上げられております。今回の質問は、その中の男女間におけるあらゆる暴力の根絶、男女共同参画の視点に立った意識の改革、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、こういった点を取り上げさせていただいたわけでございます。

重点項目のもとに人権意識の普及・啓発や教育、健康支援、国際理解、また働く環境の整備、貧困問題、子育て・介護への支援、高齢者・障害者への支援など、多岐にわたる28もの施策が具体的に上げられております。その一つ一つに多くの課題が上げられておりました。各課、各関係機関との連携も要する大変大きなプロジェクトだというふうに改めて思ったわけでございます。

そこで、ちょっとお尋ねをするわけですが、中心になって推進していくこの担当部署は何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 係員としては2名でございます。ただ、人権推進室の中にありますから、当然、室長等も入って業務を一緒にやっていると。それから、嘱託の相談員もおります。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） 中心になっていく担当部署、係としては、もう2名ということで、相談員さんプラス、また室長さんもいらっしゃるということで、それでも4名ということでございますね。

私は、前回25年に続き男女共同参画センターの開設が必要ではないかということをお強く申し上げたいと思っております。今の体制をお聞きしますと、この28もの大きなプロジェクト、これをどのような形で推進していかれるのか、計画ができていますわけでございます。そういったことでは体制の充実が必要なのではないかというふうに思っております。

先ほど、答弁にもございましたけれども、この計画を実効性のあるものというふうに御答弁がありました。そういった意味では、この男女共同参画センター、こういった名前にこだわっているわけではございませんけれども、また、大きな箱物を要望しているわけではございません。ともかく、この男女共同参画推進のための体制をしっかりと充実させていただきたい、そのように思っているわけでございます。

さまざまな時代背景の中から多岐にわたっているいろいろな相談、特に女性の方からの御相談や要望に応え、市が市民の皆様のためにまた行おうとしている施策の実現のため、

そういったことに人員の確保、対応する職員等のスキルアップ、環境の整備、また関係機関との連携の充実等、多方面から体制を見直していただきたい、そのように考えているところでございます。どうか、よろしく願いをいたします。

それでは、次に医療体制の充実について伺います。

この点については、平成25年3月に取り上げさせていただきました。命にかかわる重篤な患者への対応とされる3次救急、比較的に重症で入院治療や手術を要すると思われる症状への対応とされる2次救急、比較的軽いと思われる症状への対応をする1次救急、それぞれ医療機関の役割や適切な受診方法を市民の皆様にご存知いただくこと、そして、かかりつけ医を持つことの重要性、子どもたちの休日・夜間救急の体制整備の必要性を訴えました。

私たちにとってなくてはならない救急の体制でございます。ここで改めて、1次、2次、3次それぞれの救急対応をしてくださっている医療機関の皆様に、心から感謝を申し上げます。

と同時に、市民の皆様の平癒、健康のために、また御足労いただいている医療機関の皆様のために、市の責務として医療体制のさらなる充実に向けて何ができるか、何かできることはないか、ともどもに考えていかななくてはならないと思っております。このような思いから今回改めて質問をさせていただきます。

少し具体的になりますけれども、1点目として、休日診療所の今後の体制整備について伺います。

今年度は、年末年始を含む休日が9日間と比較的に長く、インフルエンザの流行も重なり、9時からお昼時間を挟み17時までの診療時間に実に多くの患者さんが利用され、大変な混雑であったと聞いております。休日診療所の様子を知りたくて電話を何度かけてもつながらない。駐車場は満車どころか、離合も大変だった時間帯もあったということ。インフルエンザの感染を避けるために、順番を気にしながら車中において長時間待機された方も多かったと聞いております。

こういったことから、休日診療所における連休時や年末年始及びインフルエンザ流行時期の対策に関連して、以下4点伺います。

1として、休日診療所の近年の利用状況及び年末年始の利用状況について、数値をもってお聞かせをください。2として、患者数が通常より多くなると思われるときの人員体制がどのようになっているか、お聞かせをください。3として、インフルエンザ等感染患者と思われる方を分離するための待合室の確保が必要になってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。4として、現在、手書きで作成されている診療明細を含む領収書

は、今後の効率を考え早急に見直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、1次救急対応の休日夜間子ども救急センターの設置について伺います。

子育ての中で子どもの急な病気の発症は保護者としては不安も大きくなり、それが休日や夜間となればその不安もさらに大きくなります。私自身も、産まれて2週間の我が子が深夜高熱を出し、どうしてよいかわからず、ぐったりとなった我が子を抱いて病院へ駆け込んだ経験があります。即刻入院だった苦い経験を持っております。

現在、夜間の小児救急に対応してくださる医療機関は県立総合医療センターが中心となっています。このことが防府市民にとって大きな安心感となっているものの、県立総合医療センターは防府市だけでなく、広域の3次救急の対応医療機関ですので、山口市や周南市のように休日夜間の子ども救急対応のために総合病院を指定するという事は難しいと考えます。防府市として、夜間休日の1次救急のあり方を改めて考えていかななくてはならないのではないのでしょうか。平成25年に続いて再度伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 健康福祉部でございます。医療体制の充実についてお答えいたします。

まず、休日診療所の充実について、連休時や年末年始は患者数も多くなり、体制整備の充実は急務では、の御質問にお答えします。

1点目の休日診療所の近年の利用状況でございますが、平成23年度の休日診療所の受診者数は2,932名でございます。平成24年度は3,178名、平成25年度は3,271名、今年度は、この2月末現在でございますが、3,545名でございます。今年度の受診者数は、この2月末で既に昨年度1年間の受診者数を274名上回っている状況でございます。

また、近年の年末年始の利用状況につきましては、12月31日から年明けの1月3日までの4日間で比較いたしますと、平成23年度の受診者数は342名、平成24年度は330名、平成25年度は409名、今年度は596名となっております。この年末年始の4日間の受診者数は昨年度より187名増加しております。その要因といたしましては、インフルエンザの流行の時期と重なったことが考えられます。

また、今年度は年末年始の休日が土日と連続し9日間と長かったことにより、例年に比べこの期間の利用者数は大幅に増加いたしました。

次に、2点目の患者数が通常より多くなると思われるときの人員体制についてでございますが、休日診療所の出務者の職種及び人数につきましては、通常、内科医、小児科医、

歯科医、薬剤師及び歯科衛生士は各1名、看護師、医療事務職員は各2名の体制で行っております。

また、休日診療所を開設する日のうち、患者数の増加が見込まれる祝日、ゴールデンウィーク、盆、年末年始、またインフルエンザの流行が見込まれる冬期においては、小児科医、薬剤師、看護師の3職種について、これまでも増員をして対応をしております。

しかしながら、ことしの年末年始は想定をはるかに超える多くの受診者があり、医師等の増員だけでなく、時間を延長して対応させていただきました。

今後、受診者の著しい増加の場合には、適切に診療が実施できますよう、人員体制の整備に努めてまいりたいと思います。

3点目の、感染者と分離した待合室の確保についてでございますが、議員御指摘のとおりその必要性は十分認識しておりますが、現在、休日診療所には空きスペースが残念ながらございませんので、現状では待合室の確保が困難でございます。待合室の確保については、今後の検討課題とさせていただきます。

4点目の手書きの診療明細を含む領収書の見直しについてでございますが、現在は医師によって書かれたカルテの内容を医療事務職員が点数化した後、本人負担分を算出し、それを領収書へ手書きで転記しております。これらの事務を電算化するとしますと、そのための機器の導入に伴う経費が当然必要ということになります。

しかしながら、事務の迅速化、効率化を図る上でも電算化は必要だと考えておりますので、今後、先進市の事例を参考に検討してまいりたいと存じます。

次に、2つ目の御質問の1次救急対応の休日夜間子ども救急センター（仮称）の設置についてのお尋ねでございますが、現在、県立総合医療センター及び医師会と開設に向けて協議を行っているところでございます。今後、引き続き課題解決に向けて開設場所を含め、具体案について詰めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ありがとうございます。年末年始の休日診療所の利用数でございますけれども、今、御紹介をいただきましたように、ここ数年に比べると圧倒的に多かったということでございます。予想を超える状況だったということだろうと思います。

今回の混雑ぶりを考えますと、駐車場の確保は大変重要になってくると思います。通告後、このことについてどうにかならないのでしょうかというふうに関係者と御相談をしたところ、保健センター及び休日診療所の裏にかなり大きな未舗装の駐車場があることを教えていただきました。先日、現地に行つてまいりました。砂利が敷いてありまして、舗装

こそしてございませんけれども、おおよそ50台ぐらいはとめられるような感じでございます。今は職員の方々を中心にとめておられたり、また大きなイベント等があるときには、その駐車場があることを知っていらっしゃる方は裏へとめられるように聞きました。

通常に比べて患者さんが多くなると予想される時は、その駐車場を開放し対応してはいかがでしょうか。また、利用しやすいように御案内の看板を設置するなどの工夫もお願いしたいと思います。

私は、実は今回現地に行ってみましたときに、まさかあの建物の裏にこれほど広い駐車場になるような土地があるとは思いませんでした。勉強不足でございましたけれども、あの形状からは、あの駐車場があるというふうには市民の方も御存じない方が多いのではないかと、そのように感じたわけでございます。ぜひともこういった駐車場の開放また御案内等の工夫が必要ではないかと、そういうふうに思ったわけですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

休日診療所の裏の駐車場、これは現在、砂利を敷いておりまして、日ごろは職員や健診等の事業の従事者の駐車場としております。来所される方へも開放はしておる状況ではございます。

しかし、休日診療所を利用に来られた方にとっては視野に入りづらく、知らない人にとっては気がつきにくい、こういった場所でございますので、御指摘のとおり案内板は設置したいというふうに考えております。

それから、この裏の駐車場の整備についてですが、舗装については今後の検討というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ぜひ市民の方々がとめやすいような舗装等の整備もしっかり検討していただきたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

次に、小児救急医療電話相談#8000の周知について伺います。

#8000は、夜間、15歳までの子どもが病気を発症したり、けがをした際に、専門の小児科医や看護師が症状に応じた適切な助言を行なう電話相談の番号でございます。携帯からもかけることができます。時間帯は各都道府県によって異なりますけれども、山口県においては、昨年19時から翌朝の8時までの対応に大幅に拡充がされました。365日対応ということで、不安を抱えた保護者にとって大変大きな安心につながると思います。

それで、お尋ねをいたしますが、大変有効な事業とは思いますが、市民の皆様への周知・啓発はどのように図られているのか。また、私自身はもっとPRを行ったらよいのではないかと考えておりますけれども、その点については、いかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

小児救急医療電話相談、＃８０００といいます。この相談時間は、昨年１０月から午後７時から翌朝、朝８時に延長がされております。

そのことに対して市民への周知・啓発といたしましては、保健センターで実施しております乳幼児相談や、１歳６カ月児・３歳児健診時に時間変更のリーフレットを配布し、保護者の方へ啓発を行ってまいりました。

また、市のホームページに掲載するとともに、妊娠届け出時や保健センター、子育て支援課の窓口で、来所者に対して、防府市子育て情報マップとともに＃８０００のリーフレットこれを配布し、随時、周知・啓発しているところでございます。

昨年１０月に実施した「健やかほうふ２１第２次計画」のアンケートでも、乳幼児の保護者に対して＃８０００の認知度を調査しておりますが、このときの認知度は７から８割でございました。

今後も、今までどおり保健センター、子育て支援課の窓口で来所者に周知を図るとともに、議員御指摘のとおり、その他へもリーフレットを配布し、さらなる啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○２４番（高砂 朋子君） この＃８０００の周知の状況、乳幼児を持たれている保護者の方へは７割から８割の方が知っていらっしゃる。そういった現状は私もよくわかります。小さいお子さんを持っていらっしゃる方たちの間では＃８０００のことは広がっているというふうに感じております。

ただ、＃８０００は１５歳まで対応ということになっております。この点は、ほとんどの方に周知されていないのではないかと、そのような気がしているわけでございます。

今回の大幅な開設時間の延長に伴って、保育園、幼稚園、小・中学校の保護者へもしていただくと、そういったことが必要ではないかと考えております。保健だより等も発行されておりますし、今ここに持ってきましたけれども、新しいこういったチラシもできております。＃８０００と大きく番号が書かれておまして、相談日は毎日であること、相談時間が午後７時から翌朝８時に、それから対象者は１５歳未満の子どもというふうにちゃんと書かれてございまして、相談員は看護師及び小児科医と、そういうふうなこの大きな

4つの点が明快に記されているすばらしいチラシができております。こういったものをお配りする。そのことも有効ではないかと思っております。

夜間、病気への対応のために、まず相談できるところを教えてあげていただきたいと思っているわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

この＃8000は、小児救急医療電話相談の時間ですから、小児救急ですから、やはり15歳未満の子どもということを対象にしております。

今後は、今まで議員御指摘でありましたように、学校あるいは幼稚園、保育園、こういったところにもリーフレットを配布して啓発に努めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ぜひよろしく願いをいたします。

次に、領収書の件をお尋ねをいたします。

私自身、この手書きの領収書を実際に見せていただきました。診療明細も書かれた手書きの領収書、大変一人ひとりに時間がかかったのではないかというふうに考えたわけでございます。この領収書の改善、電算化については必要だと考えており、今後検討してまいりたいとの御答弁でございました。

診察終了後の効率化のために、ぜひとも改善をよろしく願いしたいと思っております。事務処理のために電話も出られなかったということであれば、なおさらでございます。

あわせて、多忙なときの対応として、医療事務の方の増員も今後考えていかななくてはならないと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

大変市民のお客様が来られたときには、恐らくこの領収書を書くだけで時間をとられますから、このあたりで著しい増加がある場合には、人員の要望もしていきますし、この領収書を書くこと自体が手書きであり時間がかかるようであれば、先進地を研究いたしまして、領収書の電算化、これを図ってまいりたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） どうかよろしく願いをいたします。

インフルエンザ等の感染症がはやっているときの待合室の確保についてですけれども、

御答弁としては、必要性は十分認識しているけれども、空きスペースがなく困難であるということでした。

今のままでは、そうお答えになるしかないと思います。休日夜間子ども救急センターを開設していただきたい旨の要望をさせていただきましたけれども、センター設置は市単独でできる事業ではなく、現在も大変お忙しい中、御協力をいただいている市内の小児科医の先生方に加え、さらなる体制を求めるものとなり、大変難しい状況であることは十分承知をしております。

しかしながら、子育ての中で心配の大きい夜間、休日のときの病気への対応ということで、今後の取り組みが待たれるわけですので。センター設置が難しく、今後も検討・協議が続いていく状況であれば、せめて休日診療所が混雑するときの対応を考え、医療事務の方の増員、そして事務処理の電算化、そして駐車場の整備、開設時間の延長等、さまざまな面で体制を充実していただきたいと思っていますところですので。待合室の増築も必要ではないか、そのように思うわけですので。

質問の前段で、市民の皆様の平癒、健康のために、また御協力いただいている医療機関の皆様のために、市の責務として医療体制のさらなる充実に向けて何ができるか、何かできることはないかというふうに申し上げました。今後、前向きで実効性の伴う御検討をどうかよろしく願いをいたします。

最後に、松浦市長にお伺いしたいと思います。

松浦市長は子育てのしやすい防府市にと、あらゆる角度からの方策を打ち出しておられます。子育て中の若い世代はまだまだ経済的に大変な世帯が多いわけですが、その中で、小学生までの医療費助成は本当にありがたい取り組みだと思います。子どもたちが病気になったときに、経済面からの安心に加え、治療が安心して受けられる受け皿です。この受け皿をあらゆる面から充実させていくということは、本当に大事なことであると思っています。この点について市長の御所見をお聞かせいただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 子育て支援は、あれもこれもそれもとというような感じで、やらなければいけない事柄というのはたくさんあるというふうに私は考えております。

私も、私ごとですが、8人孫がおりまして、一緒にそのうち3人生活しております。あと5人はすぐ近くに住んで、全部防府市民でございます。ですから、どんな悩みを母親であり、父親が持っているかということは、私なりに理解しているつもりでありまして、それは、私が子育てをしたころとまた状況が変わってきておることも事実であると、このように考えているんです。

そういうことで、これからさらに子どもたちを育てていこうと思われる、うちの子どもたちのもう一つ若い世代の、今、二十そこそこの人たちが、これから結婚をし家庭を持って、子育てをしていくときに何が、では求められていくことになってくるかということ私には常に神経を、そっちへ及ぼしているようなわけでございます。

そういう考え方からいきますと、女性がしっかりと参画をして、女性の意見がどんどん入っていきけるような社会にしていかななくてはならない。非常にマクロの話をしておりますけれども、今の前段おっしゃられたまち・ひと・しごと創生ということにつきましても、今は全国の約32の都市が役員市で入っておりますが、そのうちの3、4人が女性の市長でございます。女性市長の意見をどんどんとっていこう、取り入れていこうというのが私の考え方でもあるわけなんですけれども、そういう視点から考えていきますと、やらなければならないことが余りにも多過ぎるような気がしております。

その中で、本市で可能なことをということで、先ほどもちょっと答弁いたしました、宇部や山口にあって、防府にないということでも、これまた情けないではないかと。もっと前へ行った形のものを考えたらどうだという指示もいたしておりますし、診療所の問題についても、せめて駐車場がすぐ横にあったにもかかわらず、そこへの案内板も出ていないというようなことではいかんねというような話もしておるようなところでございまして、経済的な支援のみならず、いろいろな形での気づきを取り入れていかななくてはならない。それには、今、現に子育て真っ最中の方々の御意見をお聞きしていくことはもちろんですけれども、その予備軍の人たちの意見も聞いていくものを持っていかなくていけないんじゃないかというのが私の子育て支援に対する基本的な考え方でございますので、どうぞ、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○24番（高砂 朋子君） ありがとうございます。おそばにいらっしゃるお孫さんの御様子を見られて、市長の率直な御見解だったと受けとめております。

私は、今回、男女共同参画と、また医療体制の充実と、そういったことを2項目にわたって質問させていただきました。2項目にわたってはおりますけれども、思いとしては、女性が生き生きと輝ける社会に、そういった強い思いからセットにした思いでございます。安心して子育てができる、安心して働くことができる、そして、家族みんなで新しい希望が見出せる、そういった思いで男女共同参画、また子育てのしやすい一つの面として医療体制の充実ということを取り上げさせていただきました。

そういった意味では、大きな転換期に今来ているのではないかと、そのように考えているわけでございます。どうぞ前向きな、また実効性のあるお取り組みを双方していただける

ように強く要望いたしまして、私の質問を終わります。どうかよろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、高砂議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、15番、中林議員。

〔15番 中林 堅造君 登壇〕

○15番（中林 堅造君） 失礼いたします。私は、「和の会」の中林堅造でございます。今回は、3つの質問事項について通告をさせていただいております。それぞれについて、私なりに思いを市長、執行部に投げかけたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、最初の質問に入らせていただきます。地域再生の取り組みについて御質問させていただきます。

市長は、昨年10月21日、政府の教育再生実行会議第2分科会におきまして、その委員として、また地方の首長として教育再生、地域再生を趣旨とする提言をしておられます。そのことにつきましては、後ほど直接にいろいろとお話を伺わせていただきます。

さて、防府市教育委員会におきましては、平成27年度より市内全域から児童・生徒を募集し、富海小学校、富海中学校において、英語教育を充実させた小中一貫校教育構想についてお考えを示していらっしゃいます。

まず、その取り組みについて質問させていただきます。取り組みの柱として6項目挙げておられる中で、富海小学校、中学校、小規模特認校に指定をして、英語教育を充実をさせると。すなわち、外国語活動、英語科の充実ですが、小学校の1年生から中学校3年生までの9年間の学校生活で、子どもたちはそれぞれどのように英語の授業を受けていくのか。そして、どのような小・中学生に育てていきたいのか。地域の皆さんとどのようにかわり合っていくのか。そして、特認校として、どのような人材を用意しておられるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員の質問に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 地域再生の取り組み、富海地区における小中一貫教育についての御質問にお答えいたします。

まず、富海小学校・中学校における9年間で、どのような英語の授業を行い、どのような小・中学生を育てていきたいかということについてでございますが、富海小学校では、1年生から4年生においては、週1時間の外国語活動を実施します。他の学校は、1年か

ら4年生では外国語活動は実施しておりません。5、6年生では週2時間の外国語活動を実施します。他の学校は週1時間の授業です。

富海中学校では、1年生から3年生全ての学年において、週5時間の英語科の授業を実施いたします。他の学校は週4時間となっております。

その内容についてですが、防府市教育委員会では、英語でのコミュニケーション能力の育成を重視しております。ネイティブスピーカーである外国語指導助手、いわゆるALTを小学校、中学校に1日4時間から5時間、週3日程度派遣し、リスニングやスピーキングの指導を実施させます。

小学校の外国語活動では、一定量の英語文章をリズムに乗せて歌のように発音し、英語独特のリズムや抑揚を体得させる「チャンツ」という活動や、英語の歌やゲームなどの活動を中心に、1時間の授業を楽しく構成していきます。

また、中学校の英語科の授業では、ALTと日常の出来事について会話を楽しんだり、タブレット型端末を活用して、正しい発音の練習をする機会を多く設定します。

9年間の一貫した教育課程の中で、このような授業を実施することによって、児童・生徒の英語への興味・関心や意欲を高め、進んで英語でのコミュニケーションを楽しもうとする児童・生徒を育ててまいりたいと考えております。

続きまして、地域の方々とのようにかかわり合っていくのかということについてでございますが、学校が地域とともにある中で、土曜授業などにより、英語を地域の方々と一緒に学べるような機会をつくってまいりたいと考えているところでございます。例えば、学校が拠点となった英会話講座や土曜授業などの機会を捉えた地域住民参加型の外国語活動、英語科の授業など、富海小学校・中学校の校長や公民館の職員とも相談しながら、よりよい方法を探ってまいります。

最後に、特認校としてどのような人材を派遣してもらえるのかということについてでございますが、特認校として特別に人材が派遣されるというようなことはございません。

しかしながら、このたび教育課程特例校として英語教育を充実させた小中一貫教育を実施するに当たり、防府市教育委員会といたしましては、先ほど申し上げましたALTの派遣回数を他校より増やしたり、小中一貫教育指導専門員を配置したりして、学校の取り組みを支援することとしております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○15番（中林 堅造君） ありがとうございます。地域の方々と一緒に英会話に取り組むということのお話もございました。また、特認校として一緒に学べるということは、

本当に地域の皆さんにとっては、すばらしいことであろうと思います。後ほど、そのことについても触れてみたいと思います。

英語教育というのは、なかなか勉強はしても、会話が身につかないということがございます。英語を聞き取る難しさというのが、日本語と音が単音であるということで、なかなか耳になじまないということが本当に難しいところだというふうに聞いております。小さいときからネイティブ英語を耳にするということで、より聞き取りができるというふうには思っております。

2020年に東京オリンピック、パラリンピックが開催されることが決まっております。英語を話す力が重視されてくることには間違いのないと思います。文科省も大学入試改革を加速していきそうな中で、中央教育審議会の答申も、英語の試験に関して各大学に民間試験の活用を促しておるようでございます。

文科省も、世の中のグローバル化に伴って実践的な英語教育に力を入れており、13年度から実施された高校の学習指導要領では、英語の授業は原則英語で指導することになっておって、さらに昨年5月、読む、聞く、話す、書くの4技能を図る民間試験の成績を入試で活用するよう各大学に通知したと、読売新聞には出ておりました。

ことしの大学の英語の2次試験の問題を見てみました。まだ、我々が受験したころの問題とほとんど変わっておりませんでした。今タブレット端末などを使うということがあり、スマホでもタブレットでも瞬時に日本語が英語に変わり、話し言葉も音声で教えてくれるような時代でございます。そうすると、難解な英文和訳、あるいは英作文、英文法も、そんなことはどうでもよくなるような感じはするんですが、基本的なところはしっかり文科省も押さえてはいるだろうとは思っています。

我が防府市は、このたびの小中一貫教育でもって、子どもたちを地域で見守り、育むという気概を見せていただきました。しっかりと語学力を身につけながら育っていく。そうした子どもたちのまなざしがきらりと輝くまちに進めていただけたらというふうに思っております。

それでは、市長に直接質問させていただきますが、先ほど、冒頭話を出しました教育再生実行会議の第2分科会におきまして、教育再生、地域再生を富海地区の小中一貫教育を基本としたことの中でもって提言をしておられました。その中のキーワード、コミュニティ・スクールからスクール・コミュニティへということと、もう一つは、市有3世代住宅についてでした。それぞれどのように説明をなさったのか、教えていただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） この教育再生実行会議の第2分科会というのは、生涯現役で、しかも学び続けていく社会を地方創生の観点から教育のあり方を研究する部会と、こういう非常に長い名称の部会なんですけども、したがって、地域創生のための教育のあり方ということで、地域を創生していくためには、教育というのはこうあったら、より地方が元気になっていくんじゃないんですかというような提言を、それぞれの立場の委員が、それぞれ発言をされていったわけでありませう。

私はわかりやすく説明する必要がありますので、一つのモデルケースとして、富海という地域に視点を当てて、富海というところが山口県のなканずく防府市のどの位置にあって、どういう歴史があって、どういう発展が過去にあったところであるかということなどを説明をしながら、その富海が合併する昭和の大合併のころには、小学校の生徒数が595人もいたのに、今は五十何人になってしまっている。中学生に至っては、もう20人足らずになっていると、こういう危機的な現状をどうしたら打開できるかということで、教育委員会では数年前から英語教育に力を入れ、小中一貫校のモデル校として研修もしてきた実績がございますので、これを生かさないとはいえないということで、小中一貫校というものを教育の現場に取り入れて、特色のある教育を行っていく。それによって、そういう小学校、中学校へ自分とこの子弟も学ばせたいなあというふう、あるいは、そこで学んでみたいという子どもたちが出てくれば、それがすばらしいことではないかと。まず、それで多少の活性化が図られる。

でも、根本的には、やはりそこに住む人たちが多くなっていくことによって、活性化というものは図られていくという思いの中で、私としては市営住宅ではなかなか入居の条件が厳しゅうございますので、市有という形をとれば、今、華城にもございますけども、わりかし幅広くそこに住む人を募集することもできると。

ちょうど折から、地方創生を言っておられる石破大臣も、私は「同居」ということを言ったわけですが、「近居」という言葉も最近使われてまして、政府でも「同居」「近居」、近くに親がいるという、3世代があるという、そういう政策誘導もされるようになってきたわけでありませうけども、3世代が一緒に住んでいけるような、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、で僕たちというような感じの3世代が一緒に住んでいければ、おじいちゃん、おばあちゃんも何かのときには孫の力を借りることもあるし、孫もおじいちゃん、おばあちゃんの何かのときには見てもらうことも可能だと、勉強の面においても。

そういうことによって高齢対策にもつながり、少子化対策というか、幼児教育を含めた健全育成にもつながっていくのではないかと、理想的な事柄を述べたようなわけがございます。

したがって、一遍にじゃあというんで、市有住宅を10億円かけてつくりましょうというようなことではございませんで、それがためにはどういう面をクリアをしていく必要があるか。

あるいは、何も富海に限られたわけではございませんので、私、非常に気になっているのが向島でもあるわけなんですけど、既に複式学級に向島なっておりますし、非常に歴史と伝統のある両小学校が、よもや廃校ということになってしまったんではこれは大変なことだと、こういう思いで、折から空き家対策というようなことも出てきているわけでございますので、空き家を有効に活用した3世代同居、あるいは自分のうちをちょっと改造して、3世代が快適に暮らしていけるように改造していくようなプランもいいのではないかとか、いろんな事柄を今検討していただくべく、そういう委員会を設けていきたいなど、こんなふうにも考えているところであります。

先般の10月の私の提言は、3世代同居住宅、あるいは小中一貫校によって地域を活性化していく一つのモデルケースとして、富海エリアを挙げさせて提言させていただいたと、こういうことで御理解をいただけたらと思っております。

なお、付言いたしますと、同じ富海地域の住民の方々から、この間の全員協議会で御説明をさせていただいたかと思っておりますけども、富海の歴史を生かした観光振興とか、あるいは富海の浜を生かしたビーチサッカーや海水浴をさらに生かした富海の振興などなどの提言もあわせていただいておりますので、5つの提言という形でお示しをさせていただいたと、そういうことで御理解をいただけたらと思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○15番（中林 堅造君） ありがとうございます。子どもの数が激減している、あるいは過疎化、限界集落という、まだまだ先の話になるかもしれませんが、そういったことが起こらないようにということで、市有3世代住宅の構想がうまくいくことにかかっておるなあというような気持ちで聞いておりました。

市長が時々といいますか、いつのことだったか忘れはしましたが、そんなに遠くないころに話しておられたことの中に、唱歌の「ふるさと」という歌があるわけですが、その歌詞の中に、1番から3番までどの歌詞もいいんですが、次のようなくだりがあります。覚えておられる方もいらっしゃると思います。1番が「夢は今もめぐりて、忘れがたきふるさと」、3番は「志を果たして、いつの日にか帰らん。山は青きふるさと、水は清きふるさと」というふうに終わっております。

そういった歌詞があるわけですが、地域の人たちが地域の子どもを守り育てる、そして、

その繰り返しの継続ということをしかりつながっていけばいいと思いますし、そういうことを思い起こす子どもたちを教育していくということが、地域をより見つめる、そういう子どもに育てていけるということが大切なことだというふうに思っております。

以前、私は、日本を愛する心を育むには国歌「君が代」、山口県を愛する心を育むためには山口県民の歌、防府市を愛する心を育むためには防府市民の歌。その歌詞の中に、それぞれその地域の歴史を教え、自然を取り入れ、そしてメロディーも心を打つものがございます。ですから、それぞれの国、県、市、心を育ててくれる歌だと思っておりますし、校歌は、その時々口にすることによって、学生時代を思い出したり、友達を思い出させてくれます。

そこで、今度は市長に、そういった小中一貫の学校のことについて提案をさせていただけたらと思います。市長にお聞きしたいと思いますが、文科省の若手のキャリアを招請してみたいかなあということがございます。

小中一貫教育の最前線を直接彼らに見てもらい、コミュニティ・スクールからスクール・コミュニティへの取り組みが、子どもたちにふるさとへの愛着、そしてグローバルな視野、グローバルというのは、グローバルとローカルを一緒にした造語ではあるんですが、地球規模で考えながら自分の地域で活動すると、そういった視野を持たせることにつながる一端を若手キャリアに理解をしてもらって、そして本庁文科省に帰ってもらい、積極的に教育再生につなげてもらえるのではないかなあと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 実は私、この土曜日に東京で、教育関係の方々と3時間ぐらいにわたってディスカッションをいたしました。お一人は長野県の全国最年少の教育長、長野県の教育長です。まだ四十四、五歳だと思います。それから、今おひと方は、島根県の島根大学の教育学部長を終えられて、今、教員養成関係のお仕事をなさっておられる先生もおられました。

非常にユニークに感じたのは、島根県の教育学部長時代に、教育学部の学生たちを学校のカリキュラムはもちろんだけども、それぞれの地域へ出して、それぞれの地域でのスポーツのお手伝いとか土曜授業の総合学習の手伝いとか、そういう生の現場に、子どもたちと触れ合う現場に子どもたちをどんどん出して、1,000時間のノルマを与えたと。1,000時間やらなきゃいけないよということで、4年間に1,000時間これをやりなさいというようなことでやったんだそうです。

そうしたら、どういう現象が起こったかということ、教育採用試験で島根大学教育学部が

抜群に成績がよくなって、合格率が物すごく上がったんだそうです。それは、島根大の教員の目指そうとしている二十前後の若い人たちのモチベーションが上がってきて、それで社会的な見聞を広めたことによって、人格的にも勉強されていって総合力が上がったと、こういうようなお話もございましたし、長野県の教育長の先生のお話だと、どんどん地域へ出てってくれということを中心に話をしております、というようなことも言っておられました。

今のことなどを総合的に考えていきますと、何も文科省のキャリアの偉い人たちだけではなくて、私はそういう意欲のある人たちを幅広く迎え入れていける体制こそが地方の活性化につながってくるなんじゃないかと、こういうふうにも考えておりますし、これはとりもなおさず、コミュニティ・スクールの一つのさらに発展した段階のものになる。

コミュニティ・スクールの担い手は、その地域におられる私たちの仲間、防府市民の方々がコミュニティ・スクールの担い手であるわけですが、その担い手である方々を、またさらに専門的な観点からサポートしてくれる人材が外から入ってきてくれれば、ほりゃもう、これに越したことはないわけですから、よりすばらしいコミュニティ・スクールの形成が可能になっていくんじゃないかと。

ひいては、それがスクール・コミュニティ、学校が地域を支えていくという時代にも対応できていけるものになるんじゃないかと、こんなふうにも考えているような次第でございます。議会の皆様方の積極的なお取り組みを心よりお願い申し上げたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○15番（中林 堅造君） 先生になりたいと思う人たちが、なかなか先生になれない時代がずうっと続いておりました。そういった意味でも、そういうふうな、しっかりと小・中学校に入って、そういう活動をするということが大変いいことだなあというふうに思いました。

これを思いついたのは、皆さん御記憶あると思うんですが、財務省がまだ大蔵省のころに若手の大蔵官僚を、それを地方の税務署へ招いて税務署長をしてもらって、そして2年ぐらいして帰っていったと。そういうことが、結果的には余り役に立ってないなあというようにことでやめられたのかどうかよくわからないんですが、そういったことの中で、文科省の若手キャリア、しっかり現実を見て、文科省に帰って、いろんな意見を出してほしいなあというふうに思ったわけでございます。

それでは、次は、来年が防府市制80周年でございます。予算書にも、モンロー市長はじめ、十数人を招聘するための職員を派遣する旅費が計上されておりますが、80周年の

機会に、ぜひとも富海の小・中学生との交流を実現してやってほしいというふうに思っておりますが、市長におかれましては、どのように考えておられますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） モンロー市とのつき合いも、私も随分長くさせていただいているわけですが、市内のある小学校とモンロー市のある小学校、ハリウッド小学校と松崎小学校のおつき合いは随分と古いものが、姉妹提携のときからのおつき合いがあって、人形の交換とか手紙の交換とか、いろんなことをやっておられます。それはそれなりにすばらしい実績が上がっているというふうに思うんですけども、今御提案のように、75周年のときには19名、モンロー市の市民がお見えになりましたので、80周年のときには、もうちょっとそこを肉づけするとかして招聘できないかなあと。

そうすることによって、富海小で二日、三日交流をしてもらおうとか、あるいは毎年交換留学生が見えてますので、これは5人ぐらいの規模なんですけど、これは若い方々ですから、若い方々が富海へ出かけてもらって、そこで交流をしてもらおうということも、生きた英語教育にもつながるし、アメリカの文化を、あるいは日本の文化をわかってもらえる絶好のチャンスでもあろうと、そのようにも考えておりますので、実行されているロータリークラブ中心とされる皆様方ともよく御相談をしていきたいと、かように思っております。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○15番（中林 堅造君） 積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育むいい機会になるでしょうし、先ほど教育長さんがおっしゃっておられましたように、地域の皆さんも英語でということ、一緒に子どもたちとモンロー市の方々と地域の皆さんが英会話でもって歓迎会、交流の中に入ってってもらおうということも可能でございますし、そういうふうに市内全域で、いずれはそういう英会話を勉強するまちになればいいなというふうに思います。

日本人ほど長く英語を教育を受けながら、語学力の低い民族はいないなあと、私自身もそういうふう感じておる一人でございますが、10年以上英語を学びながら、本当に英会話が下手くそだなと。そんなことはないよって、これから英会話が楽しいというような還暦を超えた市民の多くが、日本の中でもまれな、英会話に困らないまち、防府というものを、これから先、全国にアピールすることもできるようなまちにしていけるといいなというふうに思っております。

最後にもう一点、市長にお聞きいたします。

富海駅があるんですが、とっぴな話ではあるんですが、移設といいますか、移動といいますか、そのまま富海駅は残していながら新しい駅を、富海の南北をつなぐ道があるわけ

ですが、その踏切の東側あたりに、プラットホームのような架設のようなしっかりした、ではあるけれども、宇部線にあるようなプラットホームの駅を新しく設置してはどうかということ、そういうことを話をさせていただけたらと思います。

2号線と山陽本線が富海は南北に分けておるわけで、なかなかその交流というものが難しいし、今、7月、8月の海水浴シーズンでも、乗降客は本当にわずかだと聞いております。この7月、8月、わずかなときではあるけれども、富海の海水浴場に近い既存の今ある富海駅はそのまま残して使っていただき、それ以外は、富海の小・中学校に近い位置である踏切の東側に設置をしていけば、より富海にとって、地域のためにとって、いいものではないかなあというふうに、便利になるのではないかなあというふうに思っておりますが、市長いかがですか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 現在の富海駅が、北側が非常に出入りが悪いというか、現実できないわけでありまして。何とかならないかと思って、私もいつもあのあたり行っては、行ったときは必ず北側を注視して見ているわけなんですけども、今おっしゃられたお考えというのは、さらに一歩前へ進んで、富海の人口形態を見ますと、おっしゃるとおり、若干もう300メートルか400メートルか、東のほうにもしも駅があったとしたら、もしもあったとしたらですよ、利便性がぐうっと上がる。富海の人口の方々のかなりの部分の方々が喜ばれるエリアであろうかなあと思ったりもするんです。

ただ、するにはしますけども、駅を動かすという作業は生半可なことではできないであろうと思いますし、現実いろんな条件がクリアできたとしても、最終的にお金出すのは全部防府市です。JRサイドは一切お出しにならないということは、大道駅の移設の件で身にしみてわかりましたので、そこら辺を考えていくときに費用対効果、あるいは富海の方々の本当に喜ばれる投資にそのことがなっていくのかどうなのか、十分研究しなけりゃならないことであろうかと思えます。

御提言をいただいたことを頭に入れて、関係方面と会話の中で打診をしながら、いいところを探ってみたいと、この程度でお許しをいただければと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○15番（中林 堅造君） ありがとうございます。

それでは、2番目の周防国府跡の調査について、これからの計画予定について聞かせていただきたいと思えます。

昨年10月13日、文化財郷土資料館で、私は第80次国衙二町域の史跡公園政庁推定地内の調査等をお聞きいたしました。そして、ことし2月15日、国衙跡の第183次

調査現地説明会に行ってみりました。この現地説明会、天気に恵まれまして、参加者は優に100人は超えておったというふうに思っております。市内外からもお出でになってたんではないかなと思いますが、そういう調査についての関心の高さをあらわしているものと考えております。

議員にさせていただきました平成22年の6月議会の一般質問におきまして、周防国衙の政庁跡を発掘する予定をお聞きしましたところ、ちょうど当時、山邊教育部長でございましたが、平成23年度から3カ年発掘する予定があり、その跡地が確定できれば、政庁、つまり中心建物を復元する用意があるというお答えをいただいておりますが、あれから4年9カ月をたっております。引き続き発掘をしていただいていることに、本当にありがたいなあと感謝をしておるところでございます。

しかしながら、まことに残念ではありますが、その位置を確定することが、いまだかつておりません。参加者の何人かの方々にお聞きしてみました。今回も手がかりらしきものはあったわけですが、早くここだという確かなものをと、そういう声が大変多うございました。

昭和36年から全国でいち早く始まった調査ではあるんですが、既に50年がたっております。市内外から期待されている、この発掘調査でございます。これからの予定をお聞かせいただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 周防国衙跡の調査についての御質問にお答えいたします。

史跡周防国衙跡は、昭和12年6月15日に全国の国府の中で最も早く、国の史跡に指定されております。その後、昭和36年から39年までの4年間におきまして、二町域の調査を実施いたし、その調査の成果から、政庁跡が存在していると推測されました。そうしたことから、土地の公有化を始めまして、史跡公園として環境整備を行ってきたものでございます。

しかし、当時は中心部の政庁推定地に民家が建ってございましたことから、発掘調査は行っておらず、その詳細につきましては不明のままとなっております。そして、長い年月が経過いたしまして、先般の一般質問の答弁でもお答えしておりますように、平成21年に文化庁調査官から、「史跡の有効な利活用のためにも、二町域を再調査し、政庁の様相を明らかにすること」との指導を受けまして、平成22年から調査を再開し、今年で5年目に入っております。

さて、この史跡周防国府跡の発掘調査につきましては、昭和36年から国の補助事業といたしまして実施しておりますが、今年度で44年間、金額にして約6億1,000万円

相当の経費をかけておるところでございます。国の補助率は50%ということでございますので、約3億500万円の補助金を国からいただいておりますということになります。

議員御案内のとおり、こうした多額の経費をかけまして、長年にわたり発掘調査を行っておりますことから、さらなる調査の進捗や特段の成果を期待される市民の方々も多くいらっしゃると思います。そうした市民の方々の御期待に少しでもお応えできるよう、主な史跡内の調査におきましては、皆様に発掘調査の成果を見ていただく機会をその都度設けまして、詳細説明をさせていただいておりますところでございます。

議員御案内のとおり、昨年12月から実施いたしました今年度の調査につきましては、先月、2月15日になります国衙史跡公園で、市民の方々を対象に発掘調査の現地説明会を行いまして、調査の成果をお集まりいただいた、主催でございます文化財課のほうで発表しておりますのは、約130人の方々に御参加いただきまして御報告した次第でございます。議員のほうにも、この説明会、出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

現場説明会では、発掘された遺構や溝に埋まった土器などをごらんいただき、調査員の報告に熱心に耳を傾けられる多くの方々の姿に、遺跡に対する深い関心を持たれていることを実感いたしましたところでございます。

このように、市民の皆様の期待に応えるためにも、全力を挙げて調査を行っているところでございますが、国の指定の史跡であるということで、市単独の判断で大規模な調査を行うことができません。国からは、保存を前提とした調査を求められているところでございます。見つかった遺構に対しても、必要最小限の掘り込みにとどめなくてはならないと。目に見える成果がなかなか上げられないということが、確かな現実でございます。

今回の調査では、国府政庁域の外郭施設の解明に向けまして調査を実施しておりますが、この一帯は古代、中世、近世といったさまざまな時代に土地利用をされておりましたことから、各年代の地層が重なり合っておりまして、目標とした政庁外郭の溝に関しては、結論が出ておりません。しかしながら、新たな遺構が発見されたことから、今後の調査の計画を練り直しを検討しなければならないというところまで来ております。

これからの調査計画でございますが、第1期の調査は政庁外郭の規模や構造、位置の把握が目的で、当初の予定では平成22年から3年間としておりましたが、早くても28年度までかかることが判明しております。

第2期の調査におきましては、平成29年度から31年度までとなりますが、政庁内部の施設や構造を把握し、これまでの調査結果をまとめるということになります。

第3期につきましては、その調査結果をもとにいたしまして、32年度に整備基本計画を策定し、33年度には整備実施設計に取りかかり、34年度からは復元整備事業の着手

を目標としたいと考えておるところでございます。

また、今後、二町域の第2期の調査が終わり次第、現在、土地の公有化を行っております船所・浜ノ宮の発掘調査も行う予定でございます。船所・浜ノ宮につきましては、二町域に次ぐ約3万4,209平米の広さがありまして、これまで全体の77%に当たる約2万6,000平米を公有化しております。昭和51年から平成4年の間に11回の調査を行いまして、3分の1に当たる約8,000平米につきましては、既に調査を完了したところでございます。

この船所・浜ノ宮につきましては、周防国府の特徴の一つでございます港のイメージを残し、市民の方々にはもちろん、小学生や中学生などの体験学習の場にも生かされるような施設を目指して整備していきたいと考えております。

史跡周防国衙跡は防府市にとって重要な宝であり、観光資源にもなり得るものでございます。この3月、今の3月でございますけど、史跡周防国府跡保存管理計画を今、策定をいたしました。また、これにつきましては、議員の皆様にもごらんいただくということになっております。

今後も、市民の方々はもちろん、多くの人に向けて情報発信を行いまして、古代律令国家の中心地である国府を解明したいと考えております。引き続き、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○15番（中林 堅造君） 大変ありがとうございました。文化庁との関係もあり、なかなか難しい、厳しいところにあるということをお聞きしました。

私も今回、実際に現地で見まして、幅が約2.1メートル、高さが約3メートルぐらいの大型の塀が、そこにあったのではないかなあと。築地塀があったという可能性があるというようなお話を聞きまして、また、そういう思いが膨らんだわけでございますが、部長のお話を聞きまして、その進め方についていろいろ制限があり、また船所・浜ノ宮のほうの発掘も継続したものと。いろんなことが重なり合っておるということで思いは通じましたんですが、なかなか市民といたしましては、そういった残念な面もあろうかとは思いますが、これからも努力していただけたらというふうに思っております。ありがとうございました。

それでは、最後の質問でございます。小水力発電について、市の取り組み方について、お聞きをしたいと思います。

平成25年の6月議会の一般質問におきまして、小水力発電が可能な箇所が多く見受け

られるんですが、子どもたちの教育の観点から推進してはいかがとお聞きを、そのときにさせていただきました。防府市と国土交通省とで、佐波川かわまちづくりの事業計画の中で水車を設置し、小水力発電をつくっていきたいというふうなお考えをいただいております。

今回、私は会派の視察で、会津若松市へ行かせていただきました。朝日新聞に、会津若松市の身近な水を生かす試みということで、電気の地産地消、小水力発電というコラム、囲み記事なんですが、それがありまして、ぜひともその市の取り組みを知りたく思いました。

会津若松市の環境基本計画においては、重点的に取り組んでいくものの中に、第一に小水力発電が取り上げられております。防府市と会津若松市との地形の違いというものがあるわけで、これはいたし方がないところではあります。

会津の基本計画の中の普及促進の考えの中で適地調査ということがありまして、目的といたしまして、市がその適地を調査を実施して、その結果を公表することで、民間事業者の参入を促すというふうに書いてあるわけです。そして、その設置には、何と約5,000万円程度の費用がかかってしまうというふうに聞いてまいりました。

防府市の環境基本計画におきましても、新エネルギーの普及に関して、小水力発電に触れておられます。防府市は、太陽光発電に重きを置かれておるということは存じてはおります。

まずは、市において小水力発電に適した場所を調査し、その中から発電効率の高い、あるいは高そうな適地を民間業者に示していく取り組みが、同じように必要であろうなというふうには思っております。民間業者がそれに「うん、なるほどな」というふうに思えば、それがその業者の広告塔として使えるわけでありまして、我が市にとっても景観のシンボルとして捉えるような、そういう形になればいいのかなというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、本市では、防府市環境基本計画の基本方針の一つとして「環境への負荷が少ないまちづくり」を掲げ、その実現のために、省エネルギー・新エネルギーの普及に取り組むこととしております。

このうち新エネルギーの普及につきましては、本市の地理的、地形的な特徴から、太陽光発電の普及を中心と捉えておりまして、中でも住宅用太陽光発電システムの導入に関し

ましては、昨年度末に国の補助制度が終了し、多くの市町が補助制度を廃止する中で、本市は、引き続き独自の制度を設け、積極的に普及に取り組んでいるところでございます。

メガソーラーに関しましても、牟礼津崎沖の旧一般廃棄物最終処分場では、民間事業者が一昨年の8月から発電出力2メガワット、さらに昨年11月からは1メガワットの計3メガワットの発電を行っておられます。

また、現在、事業実施に向け、協議を重ねている段階ではございますが、小学校の講堂の屋根などを貸し付け、太陽光発電設備を設置していただく予定もございます。このほか、バイオマスを利用する新エネルギーにつきましても、昨年4月に稼働したクリーンセンターの新施設に続き、この2月26日に、中国電力と大阪市の産業ガス大手、エア・ウォーターとの共同出資によりまして、防府市に本社を置く新会社が設立され、旧カネボウ防府工場跡地に木質系バイオマスと石炭を混焼する火力発電所の建設が予定されているところでもありまして、本市におきましては、今まさに官民挙げて新エネルギーの普及に取り組んでいるところでございます。

こうした中、小水力発電に関しましても、御指摘のとおり、新エネルギーの一つとして取り入れることが必要であると認識しておりますことから、その活用と普及に向け、技術開発の進展や国、県の動向などを注視しているところでございます。

小水力発電とは、一般的に発電出力で申しますと、1,000キロワット以下の水力発電を指すものであり、河川をはじめ、工業用水道、上下水道、農業用水路などに潜在的な未利用水力が存在しておりますことから、近年これらを生かして小水力発電に取り組む事例がございます。

また、こうした未利用水力を活用した小水力発電につきましても、山口県の再生可能エネルギー推進指針におきましても、その導入の方向性として、「発電未利用ダム、農業用水路、上水道の浄水場等の利用可能な場所への設置を促進する」と示されております。この重点プロジェクトの中では、市町などが小水力発電施設を建設する際のモデルとなるよう、まずは県が保有する工業用水道施設などに小水力発電施設を設置すると掲げておられます。

本市におきましては、平成26年3月に新橋地区かわまちづくり計画を策定し、この中で、平野が広がる本市におきましても、比較的年間を通じて流量と勾配の落差のある防府総合堰付近の農業用水路を活用して、小水力発電施設の設置を計画いたしております。この計画では、水車型の発電施設を1基、さらに円筒形分水工の落差を利用した発電施設を1基の合計2基を設置する予定としておりまして、発電する1キロワット程度の電力を周辺の照明用電源として利用・活用し、市民の憩いの場や子どもたちの環境学習の場とし

て利用することを考えております。

御提案の民間事業者の参入による小水力発電の導入を進めるための適地調査につきましては、既に環境省が国土地理院の地図情報から全国の河川や水路を対象に、その流量と有効落差などから、中小水力発電に適した水力があるか否かを調査され、これを「中小水力賦存量・導入ポテンシャル」として公表されておりました、これによりますと、防府市内では真尾川にその可能性があるとしてされております。

また、山口県でも、農業用水路を活用した小水力発電を促進するために適地の調査を行い、「農業水利施設を活用した小水力発電等マスタープラン」としてまとめておられ、これによりますと、防府市内には適地は見当たらないという状況でありまして、先ほど申し上げました、ある程度の流量と落差や勾配のある防府総合堰付近の農業用水路を活用いたしましても、その発電力は1キロワット程度でございます。

このように、本市の地理的、地形的な条件を踏まえますと、民間事業者が自主的に参入する状況は、なかなか厳しい状況であると考えております。

しかしながら、本市といたしましては、冒頭でも申し上げましたとおり、小水力発電も含めた新エネルギーの普及に取り組んでまいり所存でございますので、新橋地区かわまちづくり計画に基づいて設置される小水力発電施設の発電効率や、その有効性などをしっかりと検証するとともに、県内の市町や土地改良区などで構成される山口県農業用水小水力発電推進協議会から、農業用水路などの活用に関する情報を収集することに努めてまいりたいと考えております。

さらに、小水力発電のこれからの技術開発の進展を注視しながら、他市の先進事例なども調査研究いたしまして、新エネルギーの普及に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁いたします。

○議長（安藤 二郎君） 中林議員。

○15番（中林 堅造君） ありがとうございます。かわまちづくりでの水車型発電のできた後に、その数値等しっかりと検証して、その結果、また考えることもできるというようなお答えでございました。

防府平野は本当になだらかな傾斜が続いておる平野です。しかし、米作時期の用水路は本当に流水も早く、しかも水量も豊富で、丸半年近く米作地帯へ水を送り届けておるわけでございます。通年通水が難しいということは、前回の一般質問でもお聞きをいたしまして理解をしておるところでございます。

車社会になって、用水路を暗渠にして車を通しておりますので、ここそこに用水路があっても、地域の人でも気づかないこともあるようです。人知れず道路の下を水が走ってい

るのが今の状態ではあるんですが、将来、防府市人口減、また若者の車離れから、なかなか運転をしないということで車利用者の数が減少し、そのまちなかにおいて暗渠にしておくのは、景観からも、これは不自然だなあという意見が出る可能性もあるわけでございます。それをのけると佐波川の川魚が用水路において、若いお母さんや子どもたちの目に触れることも来るかもしれません。電源としてでなく、水車という役割が必要な、防府の景観づくりの中に入って来るかもしれません。なかなか難しいというお答えではございましたが、若干の希望はあるかなあというふうに思っております。

それでは、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、中林議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時49分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。和田議員。

〔1番 和田 敏明君 登壇〕

○1番（和田 敏明君） 「改革の会」の和田敏明です。同僚議員から淡々といこうという事なので、言いたいことをしっかりお伝えして早目に進めていこうと思います。

質問に入る前に一言、昨年6月の一般質問でお願いしておりました、市役所から防府商工に至る街路樹の剪定をしていただきました。ほかにもありますが、ここでは一部のみの紹介とさせていただきます。

商業施設等の看板も見やすく、大型トラックが枝葉をこすることもなくなり、大河ドラマ「花燃ゆ」効果等もありまして、今後も観光客をおもてなしさせていただくに当たり、安心・安全で景観的にも美しく気持ちのよい歩行空間となりましたことに、市民を代表して、市長はじめ担当課には御尽力いただきましたことを心より感謝、御礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして、山頭火ふるさと館の建設について、何点かお尋ねいたします。

私は、山頭火ふるさと館には、特別な思いからこれまで取り組んできました。よって、今回の件は、とても納得できるものではないということです。それでは質問に入ります。

先月も初旬に突然担当部署から市議会、山頭火ふるさと館検討協議会に対し、今までの経緯や今後の予定などの説明はありましたが、内容は決して理解できるものではありませんでした。その数日後、新聞に「防府市、山頭火ふるさと館、来年に着工延期、文化庁が

設計見直し要請」という記事が新聞に掲載されておりました。

記事には、昨年の12月に文化庁と協議をした際に、宮市本陣兄部家のそばに兄部家の2倍の高さの建物が並ぶことへの違和感があると指摘された、そのため再度理解を求めるために、ことしの1月に文化庁と協議をしたが、設計内容を見直すよう求められた。このことに対し、市の担当者は「施設の機能は変えず、外観については周辺と調和のとれた建物にする。地域住民や文化財関係者に理解してもらえるよう、設計を見直したい」との答弁記事が掲載されておりました。

私はこの記事を見て、あっけにとられました。問題は市の担当者の答弁です。いとも簡単に設計を見直す、この山頭火ふるさと館におけるこれまでの経緯を執行部の皆さんは御存じでしょうか。ここは声を大にして言いたいのですが、建設場所の選定、用地の取得等についてどれだけ市議会と議論したか。ようやく建設に向けスタートしたと思えば、今になって設計を見直す、これまでの整備スケジュールを変更する。厳しい言い方で申しわけありませんが、これは担当部署の怠慢から生じたことではないのでしょうか。

また、これまで市議会、山頭火ふるさと館検討協議会に説明されてきたのは、一体何だったのでしょうか。このような問題が生じたことは、設計業務の設計者選定を公募型プロポーザル方式により行われておりますが、そのあり方そのものに問題はなかったのでしょうか。

そこでまず、プロポーザルのあり方についてお尋ねいたします。

基本設計と実施設計を行うために、わざわざプロポーザルまで行い、その成果がこの結果。このプロポーザルを行うに当たり、市が示した条件に、これまでに作成されている基本構想報告書、基本計画書のどちらにも、周辺の景観に配慮したものにすると記載されているが、周辺の景観に配慮したものとするという項目は、設けられていたのかどうかをお伺いいたします。

また、プロポーザルの審査は、建築及び展示設計者選定委員会を立ち上げられ、10人の委員を選定されておられると思いますが、選考委員はどのように選定されたのかをお伺いいたします。

また、選考委員の中に都市計画課が立ち上げられている「防府市歴史を活かしたまちづくり会議」の委員は、含まれていたのかお伺いいたします。

また、それら選考委員にはどのような方がおられたのか、職名を教えてください。

第2次審査により採用された提案者との業務の委託契約日をお伺いいたします。

また、その委託期間はいつからいつまでなのかお伺いいたします。

第2次審査には、第1次審査を経て3組の提案者から提案されていたと思いますが、不

採用となった他の業者の方が、文化庁が指摘した条件に合っていたということはありませんか、いかがでしょうか。

防府市のホームページに第2次審査の結果が公表されていますが、肝心のイメージパース図は掲載されておきませんが、何か意図があるのかお伺いいたします。

2点目に、建設予定地周辺への説明についてお尋ねいたします。

第2次審査の際には、当然ながら建物の外観のイメージ図は示されていると思いますが、このイメージ図が最初の姿とは言えないまでも、立地予定地の隣接地に国の史跡があるわけですから、すぐにでもそのイメージ図で文化庁と事前協議はできたと思われそうですが、なぜ12月まで協議がされなかったのかお伺いいたします。

また、新聞記事には、地域住民や文化財関係者に理解してもらえるよう設計を見直したいとの答弁記事が掲載されておりましたが、これまで地域住民にはどのような説明をされてこられたのかお伺いいたします。

3点目に、事業の進め方についてお尋ねいたします。

8月に開催された市議会、山頭火ふるさと館検討協議会において、担当課からプロポーザルの第2次審査における審査結果、最終提案者の提案内容の概要について説明がありましたけど、その技術提案書の本業務に対する建築設計の基本的な考え方の景観ファザード計画の中で、歴史を活かしたまちづくり計画の拠点施設であり、萩往還の街道に面し、国史跡宮市本陣兄部家に隣接する施設であることに配慮し、近代の蔵をモチーフにした建築設計を基本にして、外観は防府天満宮側から視認性を意識し、圧迫感、ボリュームを抑え、兄部家や旧山陽道の町並みと自然なつながり感を大切にしたい計画とすると記述されております。

現在、宮市三田尻地区都市再生整備計画に基づき、都市計画課において、宮市本陣兄部家の前面道路の萩往還及び旧山陽道の電線類の地中化や修景舗装などの整備が進められております。この整備を進めていくに当たり、所管課である都市計画課が「防府市歴史を活かしたまちづくり会議」を立ち上げ、官民共同により、歴史を活かしたまちづくりの構想並びに展望について協議を進めているとお聞きしております。

また、まちの駅うめてらすを建設された際には、都市計画課が進めていたまちづくり交付金事業、現在は社会資本整備総合交付金事業に事業名が変更されているとのことですが、この事業の中に観光拠点施設として位置づけ、国の交付金を受けるため、都市計画課や防府市歴史を活かしたまちづくりデザイン会議と連携を図りながら進められたとお聞きしております。

当然ながら、山頭火ふるさと館についても、まちの駅うめてらすと同様に、社会資本整

備総合交付金事業に位置づけて、国の交付金を受ける為、都市計画課や「防府市歴史を活かしたまちづくり会議」との協議をしながら、ここまで進めてこられたと思いますが、いかがでしょうか。もし、されてないのであれば、なぜされなかったのでしょうか。

また、現在、都市計画課が市のホームページに社会資本総合整備計画第1回変更を掲載されていますが、この中の交付対象事業には山頭火ふるさと館は、計上されておきませんが、山頭火ふるさと館は交付対象事業にはならないのかお伺いいたします。もし交付対象事業にならないのであれば、その財源はどうお考えなのかお伺いいたします。

4点目に、設計変更についてお伺いいたします。

今後、建設の設計を改めるに当たり、設計費用の増額は生じないのかお伺いします。もし生じるのであれば、その額を教えてください。

最後になりますが、近年、経験豊富なベテラン職員が多数退職されたことにより、経験のまだ浅い職員に移行しつつあることが原因かどうかはわかりませんが、どうも実務に対しての取り組みや仕事に対しての熱意のなさからか、職場に活気がないように見えますが、そう見えるのは私だけでしょうか。

以前、私の一般質問の答弁でもおっしゃられていましたが、市長は事あるごとに、常日ごろから緊張感を持ってとか、1人2役3役と言われてますが、果たして職員に浸透しているのでしょうか。

今回、隣接地の協議から本来の工期が延長となることは、本当に初歩的なミスではと私は思いますが、このような問題が生じた原因はどこにあったのでしょうか。事業を進めていく上で、今回のようにチェック機能の欠如等考えると、組織のあり方にも問題があるのではないのでしょうか。市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

初めに、山頭火ふるさと館につきましての今までの経緯でございますが、平成25年9月定例会におきまして、山頭火ふるさと館建設予定地を取得するための経費を承認いただきまして、同年12月に建設予定地を取得いたしましたところでございます。

平成26年度新年度予算に、山頭火ふるさと館建築及び展示設計業務委託の経費を計上し、承認をいただいておりますことから、プロポーザル方式によりまして、昨年、平成26年7月に設計業者を選定するための選考委員会を実施いたし、最優秀提案者となった大建・乃村特定委託業務共同企業体と業務委託契約を締結し、現在、建築及び展示の設計を進めているところでございます。

また、同時並行の形で、昨年6月から宮市まちなみ遺跡の確認調査を実施いたしました
が、その中で近代の町屋の面影を残す井戸や、水回りの石材などが確認され、このことを
12月13日に発掘調査の成果報告という形で、現地説明会も開催させていただきました。

そうした中、12月5日、昨年でございます、建設予定地におきまして、文化庁の方や
県社会教育文化財課の方に、山頭火ふるさと館整備事業について担当者から御説明をさせ
ていただきました。この折に文化庁の方から国史跡萩往還沿いのまちなみや関連史跡宮市
本陣兄部家の隣接にボリューム感のある高い建物が建つことに違和感を示され、宮市本陣
兄部家も入れたイメージパースを作成し、どのような景観になるのか確認する必要もある
のではないかと御意見を頂戴いたしました。

そこで、宮市本陣兄部家も描いたイメージパースを作成し、1月13日に担当職員を文
化庁に出張させ、再度山頭火ふるさと館の事業計画について説明をさせたところでござい
ます。

このときも文化庁から萩往還沿いの建物の景観、また宮市本陣兄部家との調和を考えた
とき、やはり高い建物に対する違和感を示されたため、庁内で再度協議した結果、設計の
見直しをすることに決めた次第でございます。ただ同時に文化庁からは、宮市本陣兄部家
の隣接に山頭火を顕彰する文化施設を整備されることについては、高く評価するとともに、
方向性は全面的に支持をするので、ぜひこの事業を進めていただきたいという貴重な御意
見もいただいたところでもございます。

そうした中、市議会に設置されました山頭火ふるさと館検討協議会におきまして、今ま
での経緯を説明するとともに、今後の予定について説明をさせていただき、新聞などで報
道されたことは皆様御存じのとおりでございます。

私といたしましては、文化庁からの御意見を受けまして、軽微な設計変更と考えており
ましたことから、それを確認するため、直接文化庁に出向き、担当の課長さんや調査官と
先だって協議をいたしました。

文化庁と協議をする中で、国史跡萩往還から見た景観や宮市本陣兄部家の書院から見た
ときの建物外観に配慮するとともに、宮市まちなみ遺跡の確認調査での成果を踏まえまし
て、町屋の特徴である、先ほど申し上げました中庭も生かして配置することにより、建設
予定地の特色を生かした建物になるよう設計の見直しをすることといたしました。

これまでの経緯を簡単に説明させていただきましたが、これより御質問にお答えしてま
いります。

まず、プロポーザルのあり方について周辺の景観に配慮したものという項目につきまし
ては、募集要項の仕様書の留意事項といたしまして、2点、1点は隣接する宮市本陣兄部

家と調和のとれた外観としていただきたい。1つ、都市再生整備事業による「歴史を活かしたまちづくり」とも調和のとれた建築物としていただきたいというように示しております。

次に、選考委員の選定につきましては、要項を定めて決裁により選考委員を依頼しております。5名の外部委員さんと4名の市職員により、選考委員会を開催いたしております。5名の外部委員さんにつきましては、山頭火ふるさと館の整備について、それぞれ専門的な立場から御意見や御助言をいただいております、山頭火ふるさと館アドバイザーの方々に御承諾いただき、選考委員になっていただいております。したがって、御質問の歴史を活かしたまちづくり会議の委員さんの方々は、このたびの選考委員には含まれておりません。

次に、設計業務委託の契約日とその期間でございますが、平成26年8月11日に契約を締結し、契約期間は契約日から平成27年3月13日まででございます。

次に、選考委員会で不採用となった提案が、文化庁から指摘された条件に合っていたかどうかのお尋ねがあったかと思いますが、いずれの提案内容も建物については同じようなボリューム感があり、条件に合っていたとは、そういう意味では言えないと理解しております。

次に、イメージパースの公表でございますが、プロポーザル方式は、建物の設計などについてその目的に合った企画を提案していただき、その中から企画・提案能力のある者を選ぶもので、コンペ方式が設計書を選定するのに対し、プロポーザルは設計者を選定するものでございます。

そのようなプロポーザル方式で選定されました最優秀提案者の提案内容だけが公表されるとなると、その業者のノウハウや企画アイデアのみ公表され、他の提案者と不公平な取り扱いになることが考えられますので、原則として公表いたしておりません。

次に、文化庁との協議についてのお尋ねでございますが、山頭火ふるさと館の整備につきましては、文化庁の承認が必要な事業ではございません。簡単に経過を御説明いたしますと、11月5日に開催したアドバイザー会議や11月14日に開催されました山頭火ふるさと館検討協議会におきまして、基本設計の進捗状況について、建物の平面図やコンピュータグラフィックを使い、山頭火ふるさと館の外観や建物内部の諸室の構成など、アドバイザーや議員の皆様方に御説明させていただいております。

その後、山頭火ふるさと館の設計を進めておりましたが、先ほど申し上げたように文化庁の方が12月5日に御来訪されたことから、お時間をいただき、山頭火ふるさと館の整備計画について直接御説明したところでございます。文化庁に説明するに当たりましては、

ある程度調整された図面などが必要になってまいりますので、アドバイザー会議や市議会の検討協議会で説明した後のタイミングとして、12月になったところでございます。

次に、住民の方々への説明についてのお尋ねでしたが、昨年6月5日に松崎公民館におきまして、地元自治会長や、同じ意味だろうと思うんですが、町内会長の方々約30名にお集まりをいただき、事業の概要について御説明させていただいております。

次に、事業の進め方につきましては、市議会に設置されております山頭火ふるさと館検討協議会で御協議いただくとともに、山頭火ふるさと館アドバイザー会議も開催し、アドバイザーの方々から御助言、御意見もいただきながら、所管課である文化・スポーツ課、建築課や文化財課の3課で協議を進めているところであります。

また先日は、宮市本陣兄部家整備計画策定委員会におきましても、事業の概要について御説明をさせていただき、委員の皆様から御意見を頂戴したところでございます。

御質問の山頭火ふるさと館整備事業は、社会資本整備総合交付金の対象にならないのかのお尋ねもございましたが、交付金の対象となるよう都市計画課に事業の進捗状況などにつきましても、随時報告をし、県都市計画課とも協議を行っており、今後も引き続き調整を行ってまいりたいと存じます。

また、歴史を活かしたまちづくり会議には、文化・スポーツ課の担当職員を事務局側として参加させておりますが、山頭火ふるさと館について具体的な協議などを行うには至っておりませんでした。

次に、山頭火ふるさと館整備事業の財源でございますが、中期財政計画の中でお示しいたしておりますように、ふるさと振興基金を事業費の一部に充てることとしております。

それから、設計変更に伴う業務委託契約の変更でございますが、今回の設計の見直しに伴い、業務委託期間の延長や予算内のことではありますが、委託料の増額も必要となってまいります。詳しく申し上げますと、委託期間につきましては、先ほど申し上げた3月13日までを8月末までに、委託料につきましては、業者と協議を進め、予算の範囲内の増額を予定いたしております。

最後になりますが、萩往還及び宮市本陣兄部家と十分に調和のとれた景観となるよう配慮するとともに、先ほども触れましたように、建設予定地で実施いたしました宮市まちなみ遺跡発掘調査の成果を生かした形で、設計の見直しをすることとなりましたので、御理解のほどお願い申し上げます。

また、先ほどの事務方職員の配置等々についての御質問もあったかと存じますが、そのほうは担当事務方より答弁いたさせたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 事務方の、私、束ねる立場でございますし、あるいは今回の選考委員会の、私、委員も務めておりました。その立場から議員さんのほうへお話をさせていただきたいというふうに思っておりますが、経験の浅い職員だというふうにおっしゃいましたが、皆職員は経験を積んで、そして今になっておるわけでございますので、最初から経験を、持っておる職員というのは、基本的にはないというふうに思っております。

特に昨今、この四、五年と申しますか、10年来、権限移譲でございますとか、いろいろなものが国や県から市のほうへ渡っております。その中で従来1,100名ぐらいおりました職員が現在では894名でございます。間違いなくそういった事務をこなしながら、やっておりますというのは、危機感をもって仕事をもってやっておりますし、職員は一生懸命頑張っておるということを申し添えさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。

済みません、1つ、聞き漏らしかわからないんですけど、選考委員の職名は。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） 選考委員の職名ということでございます。

先ほど言いましたように外部委員さんが5名いらっしゃいます。まず、書家でございます富永鳩山先生です。それから、個人名は抜きでお答えします。元山口県立博物館の副館長で学識経験者ということで、特にこのときに御職業は持ってはいらっしゃいません。それから、もう1人が山頭火ふるさと会の会長さん。それから、もう1人が天満宮の権禰宜兼学芸員さん、天満宮の資料館、ありますので、そこの学芸員さん。それから山口県立大学の郷土文学資料センターのこれも学芸員さんだと思いますけれど、お名前ちょっと言えないんですけど、そういった5名の方がそれぞれ山頭火ふるさと館アドバイザー会議にアドバイザーとして委嘱してまして、その方5名を全員選考委員さんをお願いしております。

それからあと、先ほど言いました副市長、それから教育委員会の教育部の文化財課長、それから土木建築部の部次長と建築課長兼ねております部次長です、それから私、総合政策部担当部ということで私が出ております。

一応選考には一応9名が当たったということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） ありがとうございます。

幾つか再質問させていただきますが、多少前後すると申しわけがありません。

先ほどお名前を1人公表できない方がおられましたが、何でそんなような方が選考されたのか、ここではこれ以上言いませんが、建設業、いわゆる民間で建設を行っている方がここにいられてないのは、何か理由があったんでしょうか。私としましては、この建設にかかわる事業ですので、ここにいられてないことが少し違和感を感じるのですが、何か理由があれば教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 先ほど最初にお1人だけお名前を申し上げたんですが、この場で個人の名前を申し上げるっていうのはちょっと不都合かなというふうに申しまして私がとめたわけでございます。（「質問の答えは」と呼ぶ者あり）

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） 今、議員さんお尋ねの建設業の方を選定委員にしたかどうかという御質問だと思いますけれど、今回は、先ほど市長の答弁の中でありましたけれど、このふるさと館を建設するための設計業者と、それから展示の業者ですね。これを選ぶということで、その中でそういった建物についての詳しいといいますか、選定委員としましては、さっき言いました土木都市建設部次長の者がおりますし、建築課長も兼ねておりますので、そういった方面はある程度、その部次長でカバーできると考えております。

それから、先ほど言いました、山口県立大学の郷土文学資料センターの委員さん、これもいろんなところでそういった建物についての設計とかそれからあとの運用とかこういったところについて、いろんな知識を持ってらっしゃいます。

それから、もう1人が元の県立博物館の副館長、こちらの方もこのふるさと館をつくるに当たって、細かいところ、いろいろとアドバイスしていただいております、そういったところである程度カバーできたのかなと思ってます。

普通こういったプロポーザル方式で、委員会の委員を選定する場合には、そういった建設業関係の人を余り入れることはないように私も思っております。ちょっと、答えになったかどうかわかりませんが。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 済みません、私も素人ですんで、単純に思ったところで質問させていただいてるんですが、土地を決めるときにはそれにかかわる方が妥当じゃないかなと、建設にかかわるときはそれにかかわる方が妥当じゃないかなと、また建設が決まればその中身、中身にかかわる方が携わっていかれるのが一番妥当かなと思ってますが、それだけではいろんな角度からは見れませんので、おっしゃることは十分理解いたしました。

一番言いたいところは、やはり市議会との今まで協議をしてこられたことを皆さん十分

御存じだと思います。2月2日だったと思いますが、市議会の山頭火ふるさと館検討協議会のほうにお示しいただきました。そのときには、A案からC案までの図の中で、山頭火協議会のほうから少しでも広いほうが良いということで、C案のほうを議会の意見を酌み取って選択してくださったというふうに認識しております。

しかし、その直後に、ものついでのように文化庁から待ったがかかった、しかしこれを我々としてはこのC案で何とか押していきたいというふうな話だったと記憶しております。

それが、2月の6日、4日後ですか、4日後の新聞には見直すという形のものが新聞からの情報が入ってまいりました。私としましては、今まで議会と協議をしてきたわけですから、順番的に言えば、議会に示すのが順番的には先なんじゃないでしょうか。なぜ新聞のほうに言ったんでしょうか。その辺のところを教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） 今、おっしゃいましたように、2月の2日に山頭火ふるさと館検討協議会を行いまして、このときの会議が公開をしていたもので、そこにある新聞社の方がいらっしまして、そこで知られたわけございまして、その後は多少の聞き取りがございましたので、それぞれのマスコミの方に経緯なりを報告したということで、そういったことになったということで御理解いただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） ここに新聞記事があるんですけど、先ほどと重複するような形になるかもしれませんが、ちょっと、全部じゃないんですけど、ちょっとはしょって読み上げてみたいと思います。

昨年12月、兄部家の2倍の高さの建物が並ぶことへの違和感を指摘された。1月に改めて文化庁と協議したが、設計内容を見直すよう求められたという。同館の北側部分の建築様式を2階建てから平屋に変えるため、これまでの設計を改める。施設の機能は変えず、外観については、周辺と調和のとれた建物にする。地域住民や文化財関係者に理解してもらえるように、設計を見直したい。このような形で、言い切りで言われております。ただ、あのときの会議は、まだわからないということだったと思います。それが、その会議で聞かれたことがこういうふうな形で新聞に載るのであれば、この言い切りの形というのは、非常に違和感を感じるんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） 会議の2日のこちらのニュアンスと、新聞の書き方の違いということですけど、これは私どもがそういうふうに説明したという意図ではないと

思うんですけど、とにかく、また12月の文化庁の最初の話、それから1月に担当職員が文化庁へ行って、当初はとにかくうちの設計と言いますか、考え方でなるべくお願いをしたいということで行っております。

当然さっきからの流れの中で、プロポーザルの中でも景観ファザードに配慮したということは、正面側、道路に面した正面側の景観を、例えば兄部家と並びが同じような違和感のないものにすると、そういった景観の配慮をしています。

それからあとは屋根の勾配とか、屋根の瓦の色とか、そういったものは景観に配慮することでやってもらってるんですけど、問題はやっぱりボリュームだったんです。なぜこういうことになったかと考えてみますに、当初の基本の設計と言いますか、市が最初に25年の3月に提示してます基本計画ですか、こちらの建物が想定ではございますけど、2階建ての建物を想定してるわけなんです。ここでプロポーザルに持っていったときに、3業者さんとも2階建ての結構ボリュームのあるものということは、裏を返せば展示スペースをしっかりとるためにそういったものになってきたということがあると思うんです。

それと、収蔵庫も結構ボリューム持ってないと、山頭火のいろんな一次資料なり、今からお借りしてくるものなりをしっかりと保管しとくところがあると、そういった意味でやっぱりボリュームを少しでも稼ぎたいというのが我々の考えでもございましたし、市議会でもいろいろ意見はもらいましたので、そういったボリューム感があるもので最終的にA案からC案で、その中でC案という流れがあったわけです。

そこで、文化庁とのやっぱり考え方は、幾ら景観的に配慮してあっても、やっぱり書院、要するに兄部家の書院が、お殿様が泊まれたところ、そこから東を見たときにちょっと高い建物があると圧迫感があると、そういうことでその部分を少しそのボリュームを下げたらどうでしょうかということで、兄部家の建物をきちんとパースを入れて、山頭火のふるさと館がどう見えるかというところをもう一遍よくつくって、協議してくださいという話がちょっとあったわけです。

当然、防府市としては、繰り返しになりますけれど、当初の設計でそういうまちなみに配慮あるいは兄部家に配慮したもので、しっかりいけるという自信を持っていたので、ある程度文化庁に対しても言っていけると、これをお願いしますということだったんですが、2回チャレンジしましたがけれども、やはりなかなか文化庁のお考えは我々にとってはちょっと厳しいということで、そこでこれですと、先ほどちょっと答弁がありましたけれども、この事業を進めるために、事前協議とか通常の開発の協議みたいに、文化庁の許可がないとできないというもんじゃないんで、つっぱるという手もあったんですけど、そのとき2月2日にも話がちょっとあったと思いますが、もしこれで防府市が文化庁のせっかくの

アドバイスを無視していった場合どうなるかと考えたときには、やはり防府市としてはその辺も考慮しながら、文化庁の御意向も尊重しながら、設計をやっぱり変えるべきだというふうに、これは庁内を含めて、市長も含めて、そういう変更をやらざるを得ないというところになったところでございます。

ですから、議会のほうにも当然２月２日には即説明をしたんですけど、そのときにはまだ正式に行くということではなくて、変更を今考えてると、そういった言い方だったと思うんですけど、新聞の論調とはちょっと違ったかもしれませんが、そこは私どもはそういうふうに言い切ったものではなかったというふうに考えております。ちょっと長くなりました。済みません。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○１番（和田 敏明君） 勘違いしてほしくないんですけど、私は今の場所に建てることは大賛成ですので、さらに当時の発掘調査によって、井戸等、当時のまちなみをあらわすようなものができて、棚からぼた餅といえ言方悪いかもしれませんが、結果的に今いい方向には向かってるなというふうに感じてはおりますが、ただ、地域住民とか今までの議会のやりとりも十分御存じでしょうが、こういった新聞記事が安易に市民に広く流れてしまうということが、私は非常にもう少し慎重にやらなければならないのではないかというふうに思っております。

それこそ今から協議、また地元住民とも協議するに当たって、こういうものがどんどん先に出て行って、うわさがうわさを読んでということにもなり兼ねないというふうに思っています。ちょっとその辺のこの意識についてちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） その辺は担当部長ではなかなか言いづらいところもあろうと思います。メディアの方々はメディアの方々の御判断の中で、その責任において筆をふるわれるわけでありまして。そのことと一般の行政が受けとめている感覚とのずれというものは、これはやむを得ないところもあろうと思います。そのメディアの方々のお考えというものも私たちは、参考にさせていただきながらやっていく。同時に、行政が間違った方向に進んでいってはならないわけでありまして、今議員もいみじくも御指摘がありました、何々を転じて福となすという言葉がございますが、何々というところにはどういう言葉を入れるのがいいのか、慎重にその言葉を入れなければいけませんけども、を転じて福となすと、要するに行政が取得をさせていただいた旧萩往還、旧山陽道の由緒ある土地を、これを行政としてより生かして使っていくために、そこに出てきた井戸や昔の水回りの石などを上手に配置して、すぐ西隣の兄部家の書院、あるいはお庭との連携が、今回の見直し

によって初めて図ることができる。前のまま突っ走って行ってたら、あの遺跡は遺跡として大切に保存はするんですけども、あの上に建物が建ってしまって、あれを生かして見ていただくような形にはならない。

いわゆる民間の我々が、私の家もそうですけども、掘れば恐らくいろんなものが出てくるんだろうと思うんですけども、そこまでも調査せずに勝手に自分の家を建ててきた何十年前の思い出もありますけれども、あの並びでありますから。だから行政がせっかく取得したところで、行政のほうでそれを調べてみたらそういうものが出てきたと。が、それを転じて福となしていくようにしていくというのも1つの知恵であろうと。そういう意味において、メディアのお考えも私たちはしっかり参考にさせていただくところは参考にさせていただくのは、当然のことであろうというふうにも考えますし、あらゆる角度から熟慮した中で、壇上で申し上げましたように、私も文化庁に出向いております。担当の人とも、またその上司とも、膝を交えて話をしておる中で、今回のような結論に至っているということで、最終的な御理解をいただければと、このように思っております。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○1番（和田 敏明君） 我々賛成した議員もそうですが、例えば、野球場を建てれば野球をやらない者にとっては、不要なものであり、この山頭火もやはり興味のない人からすれば不要なものであるわけで、ただ、そこに税金というものが使われることは間違いのない事実でございます。

その中でやはり我々は賛成すればあられもない批判を受けることもありますし、反対した議員もそういったことがあるんじゃないかというふうに推測いたしますが、ただ我々としても、ただ顕彰するためのものだけだったら私は申しわけないけど、賛成はしておりません。それをあの位置に建てることにより、観光に結びつける。ただ、山頭火ふるさと館だけではそんなに大層な入場料もとれないと思うんで、その建物だけで黒字ということは非常に考えづらい。全国のどの施設を見てもそうだと思いますが、しかしそれにさらなる波及効果を生んでいただけると信じて、賛成しておるわけです。

その辺の思いをしっかりと受けとめていただいて、それこそ反対された議員もそうだと思うんです。ただやみくもに反対してるわけじゃないんです。やっぱりいろんなものを調べて、地域の方からも意見を聞いて、こういうふうにしてほしいとかいう意見もあるわけです。ただやはり議決されればそれで決まってしまうので、ただその中で、またさらに検討協議会なりをつくって、また少しでも議会の意見を取り入れてもらえるように、議会のほうも一生懸命市民のために観光のために思ってやっておるわけですから、やはりもう少し情熱をもって、職員さんのほうからもこれでやりたいんだというふうな情熱を我々

に感じさせるようなものを、ぜひもっていただければというふうに、今後しっかり期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、和田議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 次は、13番、山本議員。

〔13番 山本 久江君 登壇〕

○13番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。本日最後の質問になります。どうかよろしくお願いを申し上げます。

今回は、3点にわたって質問をさせていただきます。

まず、1点目は情報公開制度について。2点目は子育て支援について。3点目は市の奨学金貸付制度の拡充につきまして、質問をさせていただきます。誠意ある御回答、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして質問をいたします。

まず、情報公開制度についてお尋ねをいたします。

情報公開条例にかかわって、第5条（請求権者等）及び第20条（出資法人及び指定管理者への要請）、この第5条及び第20条の改正についてお尋ねをいたします。

情報公開条例は、御承知のとおり1982年に山形県亀山町で全国で初めて制定されて以来、国が1999年情報公開法を制定、2010年、平成22年4月1日現在、全ての都道府県と3町村を除く1747市町村で条例化をされております。

情報公開の歴史と時代の流れを見れば、情報公開はまさに自治体が本来の責務を果たしていくためになくてはならないものでございます。そうした立場から、まず第5条請求権者等についてお尋ねをいたします。

防府市の場合は、実施機関に対し、公文書の公開を請求できるのは、市内に住所を有する個人や市内に事務所または事業所を有する個人または法人、その他の団体。市内の事務所または事業所に勤務する個人。さらに市内の学校に在学する個人のほか、これらには該当しないが実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人または法人、その他の団体。こういうふうになっておりまして、請求権者を限定いたしております。

しかし、山口県情報公開条例や、お隣の山口市、周南市など県内13市中9市が、請求権者等を何人も、というふうにしております。県では、その趣旨及び解釈につきまして、次のように説明をいたしております。「すなわち、社会経済活動の広域化、国際化により、県政に関心とかかわりを有する者は、県民に限られなくなっていることや、請求権者の住所要件を撤廃する自治体が増加する中で、本県がほかの自治体の住民に開示請求権を

与えないということは相互主義の観点からも好ましくないことから、何人も開示請求をすることができることとしたものである。」としております。たしか県は、2001年度だったと思います。そういうふうになっております。

このことはそのまま、市においても当てはまることではないでしょうか。他市においても、そうした理解が進んでおります。防府市においても請求権者については、何人も実施機関に対して情報の公開を求めることができるように、改正の検討を行っていただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。

2点目は、出資法人及び指定管理者への要請についてでございます。

市では、出資法人及び指定管理者の情報の公開については、市の施策に準じた措置を講ずるよう、協力を要請するものとしております。しかし、出資法人や指定管理者につきましては、公共性が高く指定管理者も市では昨年4月1日現在、34施設と増えてきております。この点でも県や他市におきましては、情報を公開するよう努めなければならない、あるいは必要な措置を講ずるよう努めるものとする、こういうふうな条文になっております。

昨年4月から、出資法人や指定管理者の情報公開にかかわることが条文化されたことを評価いたしますが、評価しながらも出資法人や指定管理者の役割等を考えれば、さらに改正を求めていきたいと考えますが、いかがでございましょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 情報公開制度についてお答えをいたします。

最初に、情報公開条例第5条の改正についてでございますけれども、議員御案内のとおり、公文書の公開を請求する権利、本市条例におきましては、第5条に規定する市内に住所を有する個人及び法人等というふうにしております。

しかしながら、これも先ほど御質問の中にございましたが、市政の影響の及ぶ範囲が市内だけにとどまらない、そういう場合もございますことから、現在、請求権者以外の方からも公文書公開請求があった場合、公開の申し出という形で文書の公開請求を受けつけているところでございます。

この公開の申し出は、請求権の行使ではございませんので、部分公開あるいは全部非公開等の回答に対して、行政不服審査法あるいは行政事件訴訟法に基づく処分の取り消しの訴えを求めることはできませんが、このほかの制度運用につきましては、請求権者からの請求と全く同様の対応を行っているところでございます。

請求権者の規定につきましては、地方自治体、地方公共団体によりまして、その考え方

が異なっておりまして、それぞれの状況に応じて独自に判断して、規定をしておられるというのが現状です。全国的には、何人にもその請求権を認める自治体が、増加しているということは十分承知いたしておりますので、規定の改正につきましては、改めて研究をしてみたいと考えておりますけれども、現在の請求権者以外の方から仮に大量請求があった場合、時間あるいは経費が相当なものになりますことから、これらへの対応も必要であるということも御理解いただきたいというふうに思っております。

次に、第20条の改正についてでございます。市が出資している法人、市が公の施設の管理を行わせている法人、いわゆる指定管理を行っていただいている法人に対して、これらの業務に関して、これらの業務というのは、市が委託している業務等でございますが、に関して、情報公開を進めていくということは、その公共性を踏まえ、市民の信頼を確保し、市政の透明性を高めることが必要と考えておりますので、平成26年3月議会におきまして、指定管理者に対しても情報公開条例に基づく情報公開への協力を要請できるよう、条文の改正を行ったところでございます。

ちょっと繰り返すようになりますが、議員御案内のとおり、指定管理者等が情報公開請求に対し、市と同様に情報公開条例の条例に基づき対応することの必要性は十分理解いたしておりますので、改めてこれも研究してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

日本弁護士連合会が、2010年平成22年4月16日に、自治体の情報公開条例の改正を求める意見書を提出いたしております。その内容の1つが、条例における請求権者を「何人も」に改正をすることでございます。意見書を少し読まさせていただきましたが、意見書では、「請求権者を限定している自治体があるが、これでは不服申し立てができないなど、極めて使い勝手の悪い制度となっている。」と述べまして、請求権者を何人もに改正する必要性を情報公開法の趣旨、あるいは具体的事例が挙がっております。

例えば、環境問題を例に挙げて、広くほかの自治体の住民にも情報提供することが環境保全に資することになると。不法投棄を早期に確知するためにも、ほかの自治体の住民にも公開することが緊急の課題である。こういう事例まで含めて、この意見書には書かれてございます。

部長にお伺いをいたしますけれども、条例では、情報公開制度の運用状況を公表することになっております。平成25年度と26年度2月まで結構でございますけれども、公開請求件数がどのくらいあって、そのうち市外の方など、いわゆる第5条第2項に基づく、

該当する市民であれば請求となるんですけども、市外の方は申し出になります。2項の申し出は、どのくらいであったか、その数値をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） お答えします。

平成25年度が、請求件数いわゆる第5条第1項市民等が請求されたのが35件、それから申し出、第5条第2項の申し出のほうが29件ございます。

それから平成26年度は、請求のほうが33件、申し出が48件となっております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） そうしますと、今年度でいえば、市内の方よりも市外の方のほうがいわゆる申し出のほうが多いということになります。防府市に対して、防府市の市政情報に関して、大変関心を持っていただける方が多いということになります。

しかし、これらの方は先ほど来、出ておりますように不服申し立てはできません。ここにこれ去年4月30日付、2014年4月30日付の読売新聞のコピーがあるのですが、情報公開条例に基づく公文書の開示について、県内13市のうち4市が情報開示に制限を設けているというふうに報道いたしました「防府、光市不服申し立て応じず」との見出しも出ております。この中で関心がありましたのは、市外の人にも請求でき、不服申し立てにも応じている9市の中で、萩市の担当課の方のコメントが紹介されております。

「市外の人に情報を提供し、行政運営のアドバイスをもらうことも必要」こういうふうに萩市の方は説明をされたことが紹介されております。

そして、大変勉強になったんですが、最後に法学者で情報公開制度研究の第一人者でございます堀部政男先生、一橋大学名誉教授のコメントが紹介をされております。「市民に限らず誰でも情報を得て行政をチェックするのが情報公開の理想だ。市外の人にも情報を開示したほうが多用な意見が得られ、よりよい行政運営ができる。そう考える自治体が増えている中、請求権を市民などに限定をするのは時代の流れにおくれており見直すべきだ」このようなコメントが紹介をされております。

今、部長の御答弁では、今後研究するとの御答弁でございましたけれども、何を研究されるのかわかりませんが、その段階ではないということ申し上げたいと思います。いかがでしょうか、もう一度ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 非常に返事がしにくいところではございます。先ほど申しましたように、防府市は情報公開していないわけではございません。情報はきちんと請求

権者と同様に公開をさせていただいております。ただ、不服の申し立てができないということで、今までの過去の例を見ますと、これは議員の御質問からするとちょっと言い訳になるんですけども、基本的に不服の申し立てはほとんどないというのが現状でございます。本市の情報公開制度がかなり情報公開そのものは、かなりきちんとされてるといふふうに理解をいたしております。

研究につきましては、先ほど言いました、やはり大量請求の場合の抑止が多少、私は必要だと考えております。職員が情報公開に当たって費やす労力といいますものは、結構なものでございまして、いわゆるまず文書の特定から始まりまして、文書の特定から今度文書のコピー、それから公開できる情報とできない情報の仕分け、そういうものを2度チェックをせざるを得ません。そういう主に人件費でございますけれども、そういうものを考えたときに、果たして防府市と全く関係ない方からの請求に対して、そこまでの労力を提供することが必要かどうかというところをもう少し考えさせていただきたいと思うものでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） ただいまの御答弁につきましては、情報公開法、これは地方公共団体対象になっておりませんが、この法の趣旨、それから山口県の情報公開条例、それから周辺市の条例、これを改めて学んでいただきたい。部長の答弁に対しては、先ほどの堀部先生のお言葉を返していきたいと思っております。請求権を市民などに限定するのは時代の流れにおくれており、見直すべきだ。専門家がそのように指摘をされているわけです。そのあたりぜひ検討していただきたいということを申し上げておきます。

次に、第20条にかかわってでございます。これについては、協力の要請にとどまっておりますが、県などは公共性が高いということから、情報を公開するよう努めなければならないというふうにしております。

ここに防府市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例、指定管理者の指定の手續に関する条例があります。この第14条に情報公開の項目がありまして、次のように条文化されております。「指定管理者は、指定施設の管理の業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じなければならない」このようになっております。

指定管理者の指定の手續等に関する条例の中で、情報公開の項目が設けられ、必要な措置を講じなければならない、こういうふうに明記されてるんです。であれば、情報公開の協力の要請にとどまらず、少なくとも県などが条文化しているように、見直すべきではないかというふうに考えておりますけれどもいかがでしょうか、御答弁お願いします。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） お答えします。

おっしゃるとおりで、先ほども答弁で申し上げましたけれども、市が委託している事業に関して委託したところが情報公開するのが、これ当然のことであるというのは十分理解しております。

先ほど言いましたこととちょっと関連しますけれども、市は一応800人以上の職員がおりまして、情報公開の体制を整えて専任の職員もおります。それに対して、情報公開を受ける側の委託を受ける側の受託者につきましては、そこまでの体制を整備できておりません。その辺も含めて、徐々に指導はしてるところでございますけれども、御質問の趣旨は十分に理解しておりますけれども、体制はある程度、見てやらなくちゃいけないのかなというふうには思っております。

それと、実際に今、そういう請求も若干出てるんですけども、これについては十分、市と同じ対応をとらしてはいただいております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） なかなか前向きの御答弁がいただけませんけれども、まさに時代は社会経済活動の広域化あるいは、国際化の中で大きく変化をしてきております。情報公開は自治体が本来の責務を果たすためになくしてはならないもの、この原点に立って、改正に向けてぜひ研究を超えて、検討していくとこういう立場で、今後、御努力をされていくことを強く要望いたしまして、この項は終わります。

次に、子育て支援について。まず新制度実施等に対応した庁内体制づくりについてお尋ねをいたします。

いよいよ来月4月から子ども・子育て支援新制度が本格的に始まります。新制度はこれまでの保育所・幼稚園の制度を戦後初めて大きく改変するものでございます。この実施が市内の子どもたちの豊かな成長あるいは発達を保障するために、子どもの健やかな育ちを支える施設や地域をいかにづくり、安定的に維持するのが行政に問われております。

新制度の実施に向けて、市ではこれまでニーズ調査の実施、子ども・子育て会議等通じ、市民や保育に関わる当事者の意見を聞きながらの計画づくり、また施設事業者の確認や認可、利用者の認定、利用調整等の具体的な実務作業に関わる基準や手続の確定と広報等、まさに国自体がスケジュールどおりに作業が進められない中で、限られた時間で大変な御努力、取り組みが進められてまいりました。

新制度の周知への取り組みが、民間団体から高く評価を受けられたことが子育て会議で紹介をされておりましたけれども、ほんとに大変な御努力がされてきたというふうを感じ

ております。

また、子ども相談室の相談件数は、25年度述べ4,758件と増加し、児童と家庭にかかわる諸問題について、相談・助言・指導・関係機関への紹介等、実施されております。新制度のもとで、施設型給付、地域型保育給付にかかわること、13項目にわたる地域、子ども・子育て支援事業の実施など、極めて多くの事務作業、業務量です、それから事業の実施が求められます。これらに対応して、庁内体制をどのように拡充をされていくのかお尋ねをいたします。

2点目は、利用希望の増加が見込まれる預かり保育への対応について質問をいたします。

子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、市では、平成25年10月8日から31日まで、子ども・子育て支援に関するニーズ調査が実施をされました。この結果を見ますと、今後の平日の定期的な教育、保育事業の利用意向を調査した項目で、幼稚園、認可保育所、認定こども園について幼稚園の預かり保育の希望が26.3%と高くなっております。

全国的にも就学前の子どもを持つ家族の半数以上は、就労支援を必要とする状況になっております。この結果、就労支援機能を有する預かり保育が広がり、時間帯も長くなってきております。

ニーズ調査では、現在就労していない母親の就労意向を調査いたしましたけれども、7割を超えておりました、就労意欲が非常に高い結果も報告をされております。

こうしたことから、緊急での預かりを必要とする保護者の増加も予測されます。市において今後予想される預かり保育への利用希望に対し、どのように対応されるのか御見解をお伺いをいたします。

3点目は、防府市立保育所の役割と存続についてでございます。

宮市、江泊、富海の3カ所の市立保育所については、民営化をせず、市の保育所として存続をして、公立保育所としての重要な役割を果たすよう、これまでも質問を繰り返させていただきました。

昨年3月の質問に対する御答弁は、次のようになっております。「公立保育所の民間移管にかかる答申は、平成13年になされたものでございますが、それから10年以上が経過し、子どもや子育て家庭をとりまく環境は大きく変わってきており、またそうした中、国が進めておられます子ども・子育て支援新制度が、平成27年度から始まろうとしております。今後は、行政改革委員会の答申を踏まえつつ、今の保育を取り巻く状況や公立保育所の存在意義及び財政面を含めた将来像を慎重に検討してまいりたい」このように答弁がされております。

いよいよ来月から子ども・子育て支援制度が始まります。公立保育所は、子どもの育ちや子育てを支援するまさに地域の中核施設でありまして、地域の保育水準を形づくる特徴を持っております。新制度のもとで、また子育て支援に対するニーズが大変多様化しております。また複雑化しております。こうした中、ぜひとも公立保育所を存続していただきたいと考えますが、いかがでございましょうか。改めて御答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、新制度実施等に対応した庁内体制づくりについてのお尋ねでございましたが、国におかれましては、少子高齢化の急激な進行が、日本の経済社会全体に広範かつ深刻な影響を及ぼすと認識し、これまでも幅広い観点から多岐にわたる少子化対策を総合的に推進し、よりよい子育て環境の実現に向けて、さまざまな制度改正を行ってこられました。そうした状況の中、家庭における負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、社会全体で子育て家庭を支援していくため、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、さらなる子育て支援の充実が図られることとなったところでございます。

本市におきましても、子育て支援は最も重要な施策であるとの考えから、これまでもさまざまな事業に取り組み、児童福祉の向上に努めてまいりました。平成27年度からは、さらなる支援策として、県内他市に先駆けて、子育て家庭が安心して医療機関を受診できるよう、子どもの医療費について所得制限を設けることなく、小学校6年生までの全て児童を対象に完全に、無料化することといたしました。

事業の拡充に当たりましては、事務量に応じた人員を配置することが重要であることは言うまでもございませんが、市の組織全体の中で適切な職員配置に努めるとともに、研修などによりそれぞれの職員のスキルアップを図りながら事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、預かり保育への対応についてでございますが、現在、保育所で行っております一時預かりや幼稚園の預かり保育につきましては、子ども・子育て支援新制度では、一時預かり事業として、地域子ども・子育て支援事業の中に位置づけられております。この事業は、事業計画に従い実施していくこととなりますが、これまでの保育所に加え、認定こども園や小規模保育事業など受け入れの対象となる施設が増えますことから、今後、ニーズの増加に対する供給量は、確保できるものと考えております。

なお、保育所における一時預かり事業につきましては、1カ月当たりの利用日数の制限

を撤廃し、パートタイムなどの短時間就労などの場合におきましても、より利用しやすくなるよう事業の見直しをあわせて行うことにしております。

また、一時的な保育といたしましては、一時預かり事業以外にも休日保育事業、子育て短期支援事業、ファミリーサポートセンター事業など、利用者のニーズに対応したさまざまな事業を実施しております。

今後も各事業の制度の周知に努めることにより、利用機会の向上を図ってまいります。

次に、市立保育所の役割と存続についてのお尋ねでございますが、議員よく御承知のとおり、これまでの経緯といたしましては、平成13年11月28日に当時の行政改革委員会から、「市立保育所について、そのすべてを段階的に民間移管すること。」との答申がなされ、市といたしましては、これを尊重し、平成21年4月1日に三田尻保育所及び西須賀保育所の2園を民間へ移管いたしました。移管後の保育サービスにつきましては、移管先の保育所職員の日々の御努力もありまして、保護者の皆様からおおむね満足との評価をいただいております。保育そのものに関しては、民間移管による影響はなく、市民の御理解も得られたものと考えております。

市立保育所の民間移管にかかる答申は、平成13年になされたものでございまして、従前からの答弁になりますが、それから10年以上が経過し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、大きく変わってきております。そうした中、国におかれましては、平成27年度から子ども・子育て支援新制度を始めようとしてございまして、これは公立保育所の運営だけでなく、民間保育所、さらには幼稚園などを含め、多大な影響を及ぼすこととなります。

保育は、児童福祉の中核をなす事業であり、市の責務でございます。就労形態の変化に伴い、保育需要がますます高まるとともに、児童虐待や貧困家庭の問題、また発達障害のある児童の増加、いわゆる気になる子とその保護者を含む家庭全体を支えていく役割が私たち行政に求められていると認識いたしております。

今後は、行政改革委員会の答申を踏まえつつ、4月からスタートいたします子ども・子育て支援新制度のもとで、今の保育を取り巻く状況につきまして、公立保育所の存在意義及び財政面を含めた将来像を慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） それでは再質問をさせていただきます。

子育て支援、いろんな課題がございます。大変、私、気になっているのは、子育て支援

の体制づくりにかかわって障害を持つ子どもと家族の支援である発達支援、それから養育問題を抱える家族の支援である養育支援、この発達支援、養育支援の課題は、これからしっかりと力をつけていかななくてはならないというふうに思います。相談件数の増加、あるいは内容の深刻、複雑化してきている状況を見てそう思います。

市におかれましては、当局におかれましては、支援の体制、新しい制度のもとで今後どのように充実をされていかれるのか、その点一言御答弁をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えいたします。

発達障害や養育支援を必要とする家庭の増加に伴う要保護児童に対する体制をどのように強化していくかという御質問だと思います。

本市では、平成18年4月に子ども相談室を設置し、現在、保健師2人、保育士1人と心理士等の資格を有する子ども家庭相談員2人の5人態勢で、要保護児童の御家庭をはじめ、子どもや子育て全般に関する相談、あるいは訪問等の業務を行っております。

虐待児童や子育てに不安があるなどの養育上の問題を抱えている御家庭につきましては、子ども相談室の職員の対応に加え、養育支援訪問事業の子ども家庭支援、先ほどは相談員といたしましたが、子ども家庭支援員を派遣するなどして、児童とその御家族を直接支援しています。

また、特に複雑な問題を抱えている御家庭などにつきましては、精神科医師あるいは臨床心理士を加えたケース検討会議を開催するなど、さまざまなケースに応じた支援を行っております。

要保護児童の御家庭への支援は、複雑化、多様化してきておりまして、単独の機関だけではなかなか対応が困難なため、現在、児童相談書をはじめ、市の関係各課あるいは保育所、幼稚園、学校、地域こういったところと多くの関係機関と情報共有し、連携することにより、支援と見守りを行っておりますが、相談等の件数が増加、増え続けておりまして、こういったことから関係機関との連携をさらに強化し、児童や家庭に対する支援の体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 部長から御答弁いただきましたけれども、かなり深刻な状況にあるという認識が必要であろうと思います。ぜひ力を入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。

発達支援、養育支援につきましては、各自治体でいろんな取り組みが行われております。

ちょっと御紹介しますと、大阪府の岸和田市の発達支援の取り組みは、大変参考になると思いますが、ここでは発達支援の対象としている就学前の子どもは、総数の約10%、約900人だそうなのですが、保健センターの発達相談員を中心に公立の専門施設、保育所、幼稚園を中心にして民間施設や地域団体とのネットワークを組む中で、障害を持つ子どもと家族を支える、こういう仕組みがつけられているということでございます。ぜひ、市におきましても、発達支援と養育支援は、今日、子育て施策の中で、重要な課題となっておりますので、さらなる取り組みを期待したいというふうに思います。

それから、市立保育所の存続についてでございますけれども、ここでやはり考えなくてはならないことは、公立保育所の役割とは何か、このことだろうと思います。新制度のもとでは言うまでもなく、市が実施主体でございます。ですから、地域の標準的な保育水準を維持していく、底上げをしていく役割をこれまでも持ってございましたけれども、さらに地域の子どもたちの状況を把握をして、子どもの福祉の拡充のために必要な施策を打ち出していく、ほかにはない行政機関としての役割が求められているのではないかと思います。

子どもたちを取り巻く環境は厳しいだけに、市の保育実施責任の実質的な担い手であり、ます公立保育所と、またそこで働いておられる保育士さん、保育士と職員の存在はますます重要になってくるというふうに思います。

この1年間、御答弁がほとんど変わらない御答弁だったんですが、民営化にかかわって議論がなされたのかどうかわかりませんが、改めてこの1年を経過して、市長の御見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほどの答弁でも申し上げておりますが、子育て支援に係るさまざまな政府の政策も打ち出されてきておるさなかでございまして、その重要性は強く深く認識をいたしております。そういう施策とも相まって、私どもの子育て支援政策の一環である保育というものについての考え方もしっかりと定めていかねばならないことではなかろうかと、このように思っておりますので、先ほどのような答弁をしたような次第でございまして、御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○13番（山本 久江君） 市長も重々御承知だと思います。行政改革というのは常に改革の対象となっているものが置かれている状況を把握しておかなければならないというふうに思います。

13年前の答申が出されたときの子どもたちを取り巻く環境、それから財政状況、それから国の制度、子どもたちへの支援制度、もうまさに大きく変わっているわけです。その

中に公立保育所が置かれているわけです。

誰のための改革であるのか、その原点を忘れてはならないというふうに思います。もちろん委員会での答申を尊重するという、以前、御答弁もありましたけれども、しかし状況は、防府の子どもたちを取り巻く状況は大きく変わってきている。そのために公立保育所の存在というのが大変重要になってきている。このことを考えていただきたいと思います。市民で、今、公立保育所の民営化を望んでいる方がおられるかどうか。今、市民が望んでいるのは、新しい制度のもとで子どもの支援制度もっと充実してほしいということではないかというふうに思います。そのために市がしっかりと取り組んでいただきたいということでございますが、ぜひこのことを受けとめていただきまして、存続に向けての検討がなされるように強く要望いたしまして、この項を終わらせていただきます。

最後に、市奨学資金貸付制度の拡充についてお尋ねをいたします。

防府市奨学金は、向学心に富み、能力があるにもかかわらず経済的な理由により、学費の支出が困難な者に対して貸し付けされる制度でございまして、制度発足60年以上が経過をしております。

その都度、貸し付け金額や返還期間など見直しを図りながら、市民の期待に応じて拡充されてきた制度でございます。この間多くの防府市の若者が、この制度を利用しながら、勉学に励むことができ、利用者からは大変喜ばれております。

しかし今日、経済格差の広がりの中で、国においても子どもの貧困対策に関する検討会が持たれ、有識者からは次のような意見が出されております。すなわち、大学の進学率は、家庭の所得による格差が大きく、また親兄弟などの家族の自己犠牲がないと進学できない現実がある。そのため、無利子奨学金の拡充、有利子奨学金の卒業後の利子に対する利子補充、給付型奨学金の創設、対応型奨学金の返還ルールの柔軟化の実現に向けて取り組むことが必要。このように述べられております。

また一方、地方経済の現状や、課題に関する内閣府の報告書、これは「地域の経済2014」、1月27日発表されましたけれども、これによりますと、子育て支援の拡充策が地方の市町村で人口を増やす重要な要因になっていることがわかりました。

人口が増加した、全国145の市町村の例を挙げまして、報告書は次のように述べております。「地方の市町村において、人口が増加したのは、良好で安定的な雇用環境のもと、住環境整備や子育て支援などの取り組みが進められることで、人口の流入、定着が見られ、若い子育て世帯の人口構成割合が高まり、出生率が高まっていることが要因となっている場合が多いものと考えられる」このように指摘しております。

そこで、お尋ねをいたします。現在の市奨学資金の1つであります定住促進奨学金につ

きまして、増額の検討ができないかお尋ねをいたします。定住促進奨学金は一般奨学金の貸し付けを受ける者のうち、卒業後市内に定住する意思を持つ者で、特に奨学資金の増額を希望する者に対し現在1万円の増額となっているものでございますけれども、一層定住促進貸付制度の趣旨を生かすためにも増額が検討できないか質問いたします。

もう1点は、給付型奨学金制度の創設でございます。近年、長引く不況や就職難などで大学を卒業しても奨学金の返済ができずに、生活に苦しむ若者が急増していると伝えられております。世界の先進国の中では、先進国では、授業料無償化あるいは給付型奨学金のどちらかの制度が設けられておりますけれども、日本だけがそうになっておりません。家庭の経済状況にかかわらず、安心して学業に専念できる環境が国を挙げて取り組まねければなりませんけれども、地方自治体においても施策の検討が必要でございます。全国的には既に多くの自治体で実施されていることではございますが、例えば、舞鶴市では所得制限を設け、高校の入学支度金を全日制、定時制、就学支度金、こういう形で区分をしながら実施をされております。県内では萩市あるいは、宇部市などで取り組まれております。ぜひ、市におきましても給付型の奨学金制度を設けていただきたいと思いますと考えますが、いかがでございましょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 定住促進貸付制度の増額と給付型奨学金制度の創設についての御質問にお答えいたします。

本市の奨学金制度は、昭和26年に奨学資金積立金条例を制定いたしまして、奨学金貸付基金を創設して実施しているものでございます。現在は、基金総額9,915万8,000円を定額基金で運用をしてるところでございます。

この奨学金の対象者につきましては、大学生及び専門学校の学生となりまして、貸し付け内容は、一般奨学金が月額3万円、定住促進奨学金として1万円を加算した月額4万円の2種類と、2つの選択ができるということにしております。貸与型の無利子貸付奨学金でございます。

貸し付け人数は毎年度20名まででございますが、最近では、利用者は減少傾向にございまして、過去10年間の平均利用者は年6名程度ということになっております。

御質問の定住促進奨学金は、平成5年に導入した制度でございます。大学等卒業後3年間は本市に住んでいただくという条件で貸与しているところでございます。制度運用以来一般奨学金を利用された方が190名、そのうち130名の方が定住促進奨学金を利用され、そのうちの73名が卒業後、実際に市内に住まわれているところでございまして、この定住促進奨学金は、若者の定住促進につながる施策の1つとして効果が出ているものと考え

ているところでございます。

この定住促進奨学金の増額ということでございますが、平成24年度に一般奨学金の貸し付け金額は2万円から1万円増額して3万円といたしました。この奨学金返済時に負担をしていただくわけになるんですけど、負担軽減について慎重に検討を行いました。大学であれば、8年の返済期間を10年というふうに貸し付け期間を2.5倍にすることで、負担が増えないように配慮したところでございます。貸し付け金額を増額いたしますと、返済金額も増えます。こうしたことを考えますと、増額はさらなる返済時の負担軽減やさらなる返済期間の延長も検討しなければなりません。したがって、経済情勢や就学環境の変化に伴いまして、本市の奨学金の貸し付け金額を改定する必要がある際には、一般奨学金との貸し付け金額の均衡、それとか、奨学金返済時の負担軽減など、利用される方に配慮しながら、本市独自の特色ある定住促進奨学金となるよう見直しを件検討したいと考えております。

次に、給付型奨学金制度の創設についてでございますが、県内におきましても御紹介がありましたように、県内におきましても大学生を対象にした給付型の奨学金制度を持っておられる市がございます。しかしながら、これは個人や法人からの寄附金を財源として運用されておられるところでございます。

御質問の給付型の奨学金創設でございますが、給付対象者の選考方法、給付の条件、さらには将来にわたって奨学金制度を継続していくための財源確保など、しっかりした制度設計が必要となります。

またさらに、貸与型奨学金の利用者との公平性、そして一番大事なのがただいま定額基金で運用しております。その根本を見直すということになります。制度の検討に当たりましては、かなりの期間を要すると思われそうですが、教育委員会といたしましては、学習意欲のある優秀な学生への経済的な就学支援という奨学金の本来の目的を果たすということから、当面は、現在行っております無利子貸付奨学金の制度の周知、そして効果的な運用に努めてまいりたいと考えております。

なお、国におかれましては、若者の地元就職や地域の実情に応じた人材確保などといった地域創生の観点から、これは独立行政法人日本学生支援機構から奨学金を借りていらっしゃる方々に対しまして、地方自治体と産業界で創設した基金から、その返済を肩代わりする、肩代わり、援助するといった新しい制度の運用も考えていらっしゃいます。

山口県におかれましても、大学院、それから薬学部の生徒さん、そういった方に対しまして、ものづくり産業を牽引する人材の確保ということで、奨学金の返済補助制度というものも検討に入られてるということでございます。こうした情報、しっかりと情報収集を

いたしまして、地域に貢献できる人材の確保といった施策の1つとして、この給付型の奨学金制度、要するに奨学金制度だけでなく、返済に対する補助制度、そういったものも検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 時間が迫っておりますのでよろしく。山本議員。

○13番（山本 久江君） 時間がございませんので、要望にかえさせていただきます。

検討ということございましたけれども、ぜひ地域創生という立場からも、この制度の充実、大変いい制度ではないかなというふうに感じておりますので、他市の動きも参考にしながら、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、山本議員の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって本日は、これにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時43分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月9日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 久保 潤 爾

防府市議会議員 田 中 健 次

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年3月9日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員